

厚岸町議会 第4回定例会

平成24年12月6日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成24年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、中屋議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず初めに、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

- 石澤議員 おはようございます。

本定例会に当たり、さきに提出していた通告書に従って質問いたします。

1、厚岸町の活性化について。

当町では、依然として離農が後を絶たず、地域の崩壊が懸念されるが、新規就農者、後継者の新しい担い手の育成はどのように取り組んでいくのか。

町は、漁業の後継者問題をどう捉え、地域の漁業を守るためにどんな取り組みをしているのか。

商店の後継者問題をどう捉えているのか。

他の地域では、都会からのIターンやUターンを募集し、地域力の維持、強化を図っているが、厚岸町ではそのような取り組みをするつもりはないか。地域おこし協力隊という制度もあります。

2、TPPについて。

今、選挙を間近にして、TPPの問題が緊迫してきているが、町長としてどのように考えていますか、お伺いして、最初の質問を終わります。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸町の活性化についてのうち、初めに、「当町では依然として離農が後を絶たず、地域の崩壊が懸念されるが、新規就農者、後継者の新しい担い手の育成に

はどのように取り組んでいくのか」についてであります。厚岸町においては、ことしも2戸が離農するなど、離農者が後を絶たない状況が続いており、後継者不在の農家や経営者の高齢化が顕在化する中で、本年、釧路太田農協が策定した地域農業振興計画では、家畜飼養農家戸数が平成22年に102戸だったものが、平成33年には93戸と、9戸の減少を推計しており、今後もこの傾向は続いていくものと考えております。

このような状況は、将来の酪農地帯としての存立や地域自体の存立の危機を招くものとなるため、新規就農者や後継者といった新しい担い手の育成は、今でも大きな課題として捉えておりましたが、より重要な課題となっております。

こうしたことから、釧路太田農協では、本年度からスタートした地域農業振興計画の重点施策として、担い手の育成・確保を位置づけ、農業後継者への育成支援体制の確立や、新規参入者の育成、受入体制の構築、担い手育成に向けた多様な人づくりの展開を行うこととしたところであり、当町においても、その中で検討される具体的な対策の方向を受けて、関係機関とも協議を行い、それぞれの役割分担とともに、支援体制を整えてまいりたいと考えております。

現状の対策であります。現在、厚岸町内における担い手確保対策については、まず農業委員会が、地域担い手育成センターとして新規就農希望者に対する窓口の役割を担っており、町では、厚岸町新規就農者誘致条例により、農用地などの賃貸料の2分の1の助成や、固定資産税相当額の助成、制度資金にかかわる利子補給金の交付を行うなどの支援体制を整えております。

また、釧路太田農協では、酪農の基礎研修から実践研修、就農に至までの各種の調整や生活支援、資金貸付の支援など、全面的なバックアップ体制をとり、さらに農業改良普及センターや農業共済組合が、それぞれの立場で新規就農者に対するサポート体制をとっております。

今般、新たな取り組みとして、就農相談活動などをする場として行われている新・農業人フェアに初めて農業委員会が農協と連携し、相談ブースを出展したところ、東京会場と札幌会場それぞれ数件の就農相談を受けたところであります。

この経験から、町全体の関係者が共通認識を持って、我が町に来てほしいという熱意を伝えることができるようにすることがまず必要であるということがわかりました。

このため、町内の関係者が総合的な情報交換や支援体制を話し合うことができる組織の設置について、検討してまいりたいと考えております。

また、後継者対策についてであります。基本的には、親子による経営継承が主ではありますが、女性後継者のケースも増えてきており、結婚や経営主体の問題など、スムーズな経営移譲にはさまざまな問題があることから、こうしたことに対する支援体制も関係機関が一体的に対応できるよう、新しい組織の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、「町は漁業の後継者問題をどう捉え、地域の漁業を守るためにどんな取り組みをしていくのか」についてであります。漁業においても、年々漁家数が減少してきており、後継者問題は大きな課題となっております。

水揚げの変動や資源の減少、燃油や資材の値上がり、魚価の低迷などにより、漁家経営は非常に厳しい状況にあるため、親が子供に後を継がせない、子供も後を継がないと

このようなケースが増え、漁家の減少や高齢化が進んでいる状況にあります。

このことから、漁業については、基本的に、漁業生産基盤が強化され、漁家経営の安定が図られることが第一の後継者対策と考えております。

このため、国や北海道、厚岸漁協としっかりと連携し、現在進めている漁業振興施策を確実に実施することにより、漁家経営の安定と魅力の向上を図ってまいります。

また、後継者を育成するための具体的な研修施設としては、北海道内には道立の漁業研修所が鹿部町にあり、次世代を担う漁業後継者の養成を図るため、各種の研修を行っておりますが、ここ数年、当町からは研修受講者はおりません。これは、当町が厚岸水産高校を有していたため、当町では漁業後継者を志す子供の多くが厚岸水産高校へ進学し、必要な知識や技術を習得し、家業についていたことが多いためと考えております。

現在も、この状況は厚岸翔洋高校に引き継がれておりますので、当町としましても、引き続き生徒の実習や各種の試験研究活動に支援をしております。

なお、当町の漁業においては、新規参入の取り組みの推進について、漁業権の付与の問題などに大きなハードルがあり、漁業関係者からは、その対策を求められていない状況にあります。

次に、「商店の後継者問題をどう捉えているか」についてであります。厚岸町の小売店の現状は、人口減少や消費購買力の流出などにより、町内での販売額が年々減少してきており、10年先、20年先を見越した明るい展望を見出せない現況から、地元商店における後継者問題は深刻な問題となっております。

しかし、商店や商店街は、町民の暮らしを支える大切な生活基盤であり、町の活性化においても欠くことのできない重要な要素でもあります。

このため、自然減で町なかから商店が消えてしまうような事態を招くわけにはいかず、従来のように家族による事業継承だけでなく、第三者による事業継承や、新たなチャレンジにも目を向けていくことも大切だと考えております。

また、現在、中小企業振興計画作りに取り組んでいるところであり、来年度から可能なものから順次取り組みながら、商店を初めとした中小企業の振興に、商工会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「他の地域では都会からのIターンやUターンを募集し、地域力の維持、強化を図っているが、厚岸町ではそのような取り組みをするつもりはないか。地域おこし協力隊という制度もあるが」についてであります。第5期厚岸町総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所が示した人口推計をもとに、平成31年には9,500人程度まで減少すると想定しておりますが、町の活性化を図るためには、人口減少に歯止めをかけることが重要であることは言うまでもありません。

その手立ての1つとして、IターンやUターンなどの移住施策は有効であろうと考えます。

地域おこし協力隊は、平成21年度に創設された制度で、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援などを目的に、受入地に住民票を置くことを条件に、三大都市圏を初めとする都市住民を受け入れて、地方自治体が3年間を限度に委託するもので、国から財政支援として、隊員1人につき350万円を上限に、特別交付税の措置があるものの、全国でも173の自治体しか活用されていない状況にあります。

一方、施策として、転入者を受け入れるに当たっては、就業の場の確保が課題としてあり、地域おこし協力隊についても、解職後の就業支援が求められていることから、農業や漁業、商業などの分野とも連携しながら取り組む必要があります。

いずれにいたしましても、現時点では他地域での効果的な事例を十分に把握しきれておりませんので、厚岸町においても参考となり得る情報の収集に努めながら、各種制度の活用を含め、検討してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

次に、2点目のTPPについて、「今、選挙を間近にして、TPPの問題が緊迫しているが、町長としてはどのように考えているのか」についてであります。TPP問題については、今月16日の衆議院議員総選挙に向けて、各政党間での政策の争点の1つとなっており、今後の推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

ただし、私の考えは、この議会の場でも何度もお話ししておりますが、1次産業を基幹産業とする当町にとっては、地域の存亡の危機を招く問題であり、TPP交渉への参加には断固反対との立場に全く変わりはありません。

先月21日には、東京で開催された全国町村長大会にも私も参加し、反対決議をしたところでもあります。

今後とも、北海道や町村会、農協、漁協、消費者協会などの関係団体と連携し、TPP交渉参加阻止に向けた取り組みに積極的に参加してまいります。

以上です。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、新規就農者というか、離農解消、担い手のことなのですけれども、今、厚岸の太田農協で新たに1人の新規の就農者候補の受け入れの対応をやっています。

その中で、受け入れている農家も含めてなののですけれども、どうやって農業全体を教えるといったらいいのかとか、それから、地域にどうやってなじんでいくようにしたらいいのかというような悩みも持っているようです。そういう地域ぐるみの支援体制というもの、この中に入っているので作っていくことになるんですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昨日も大野議員のご質問のときにお話ししましたがけれども、新しい組織ということで、今あるものを活用するのか、新しいものにするのかということもありますけれども、関係者がいろいろな情報を共有して、その対象になる方の一人一人に対するどういったケアをしていくのかということもその中で共有していかなければ、そういった全体の取り組みというか、形になっていかないというふうに思っています。

組織としましては、当然それぞれの、例えば町長ですとか組合長ですとか、そういったレベルの方たちに集まっていただいて、トータル的なお話をさせていただくということも必要ですし、それから、私ども担当の部分が集まって、そういったお話を進めるとい

うようなことも必要だというふうに考えておりました、そういったことを一体的にできるような組織にしていきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 結局、厚岸の場合は、研修施設ってないですよ。クレーンとか、女の人たちの場所がありますけれども、研修施設というのが、ほかの浜中とか別海とかと比べてないということもあって、農家の持っているそれぞれの力というのかな、それを十分引き出した上で体験をしていって、その中で、酪農というものの生活も含めたものを学んでいかないとやっていけないと思うのです。1年くらいのサイクルというか、今入ってくる人は、いろいろなところで研修をしてきているみたいですし、それから、ほかの地域に入っている人も、ヘルパーを2年経験したとか、海外でやってきたとかというような人たちがそれぞれの地域に入っているみたいですしけれども、全く北海道の酪農にあこがれて来るという場合もあると思うのです。そのときに、酪農の農家、あなたのところで、これだけの人が来たから、ちょっと見てやという状態ではだめだと思うんですよ。だから、そういうのを含めた支援というのか、今、組合長とか町のとかという話がありましたけれども、そうでなくて、地域をどうやって守っていくかということを考えた上での支援体制をつくっていくべきだと思うんですけども、それも全部この中には含まれているというふうに理解していいんですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新しい組織といいますか、そういった中でいろいろなお話を、いろいろな情報、それから今後の方向性とかというのを話し合うというのは当然その中でやりますけれども、そこでその組織が、例えば予算を持って何をするとかということではなくて、当然、町には町の役割、それから農協には農協の役割、農業委員会は農業委員会、普及センターですとか共済組合ですとか、いろいろな組織がそれぞれの役割で今の厚岸町の農業というか酪農を支えておりますから、そういった人たちがそれぞれの立場で動いていますけれども、そういったことを連携しやすくするといいますか、そういった中で、それぞれ対応する案件というのは、その人の持っている条件によって変わってきますから、そういった中で話し合って、それぞれの立場で支援ができるように、対応ができるような形にしていきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。今これから始まっていく状態だと思いますので、地域の人たちというのも全部力を引き出してやっていかなきゃならないと思います。

それで、ここに都会から酪農をやりたいとか、いろいろなものが入ってくる人たちというのは、結局、都会で失われたものというのかな、ずっとある自然とか、遊びの異年

齡集団とか、いろいろなものに対して、北海道というか、厚岸町に来てやりたいと思っ
て来ると思うのですけれども、厚岸町の魅力をどうやって出していくのかなというのも
1つの方法だと思うのですけれども、新規就農で入ってくる人たというのは、結構ご夫
婦で入ってきますよね。そうすると、小さな子供たちも必ずいます。そういうときに、
その支援をバックアップする意味での子育てのバックアップ体制というのもしっかり考
えていかなければならないと思うのですけれども、そういうのもこういう中で、これは
新規就農ですけれども、後ろの子育てのバックアップということもちゃんと考えてもらっ
ていけるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新しく入ってこられる新規の参入の方というのは、今お話
ありましたように、子供さんがいたときに、そういう周りの支援が受けられないとい
いますか、家族の支援が受けられない。ここにもともと生活をして、酪農されている方
たちは、基本的におじいちゃん、おばあちゃんがいて、子供がいてというような中では、
そういう子供の面倒を家族の中で見られてきたというような状況もあって、そういった
意味からすると、新規の参入の方については、そういった面のハンデといいますか、そ
ういったものは確かにあるのだろうなというふうに思います。そこに対しては、町は町
として、保育所ですとかそういったものの対応というのは当然しているわけですが、
そこに具体的にどういった対応が必要なのかというのは、やっぱりそういった組織、
みんなで話し合う中で出てくると思いますし、そういったときには、当然、周りの人、
地域の人たちの協力というのが当然大事な話になりますから、そういったこともそうい
った中で話し合っ、何か地域の人たちとも連携して、そういうバックアップ体制がとれ
ないかというようなことも含めて、そういった組織の中でそういうことも話し合っ、
地域に協力を求めていくですとかということが出てくるのかなというふうに考えており
ます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。これは新規参入者に対しての支援ですよ。農家の後継者、
息子とか娘が入ってくる場合の支援なんですけれども、確かにこのとおり、女性の後継
者のケースも増えてきますし、農場をどうするかとか、それから名義をどうするか、お
婿さんのやる気をどうやって出させたらいいかという問題もいろいろあって、悩ましい
問題なんですけれども、こういういろいろな悩みを簡単に、単純に持ち寄って、農家の
親なり子供たちなりでしようけれども、そういう組織は今のところ、農協青年部とかで
あるみたいなんですけれども、農村のよさみたいなのをうまく引き上げられるような、
そんなやり方、支援体制ができればいいかなと思うのと、それからもう1つ、さっきも
言いましたけれども、受け入れる農家がすごく悩んでいます。新規参入の人たちを受け
入れる農家が、自分のノウハウをどうしたらいいかというのをものすごく悩んでいます
ので、それも一緒にみんなの中に、こういう単純な悩みで、こんなこと私が教えてもい

いんだらうかとか、こういうことは多分知っているだらうから、私は教えられないとか、そういういろいろなものも出てきているようです。だから、それも含めていろいろな集まりの中に引き出して、その人たちの、受け入れる農家の声も引き出して、そういう取り組みをしてください。

それから、次に移ります。

漁業の後継者問題なんですけれども、確かに厚岸の場合は、沿岸というより、どっちかという養殖の漁業が多いのかなと思うんですけれども、そういう人たちの後継者は大丈夫だというような話を聞いたんですけれども、その辺はどうですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 受け入れ農家に対する支援ということで、そういった悩みなんかも、担当者が集まるそういう会議の中で共有ができて、何かしら助言ができる、あるいは支援ができるというような形が、そういう協議の中で出てくればいいなというふうに思いますので、そういった形で進めていきたいなというふうに思います。

それから、漁業のほうで、沿岸のと言いましたけれども、実は昆布漁業をやられている部分の沿岸の漁業者というのは減少してきているという状況にあります。ただ、カキ、アサリの漁業をやられている方については、学校を卒業してすぐ後継ぎに入るということは余り多くはないようですけれども、一度外に出て、別なお仕事をして、帰ってきて後を継ぐというようなケースは結構ありまして、そういった漁業の後継者というのはわりといるというふうに押さえております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 やっぱりそうなんです。よく若者の魚離れとか、私もちょっと手が痛いものだから苦手なんですけれども、魚をさ捌くとか、そういうようなことで魚を食べないというのが増えてきて、それもあるし、さっき言ったいろいろな輸入してくるものとかで魚の値段が下がっているということもあったりして、今は変わっているのですか、獲れる魚の魚種が。今までサンマだったのが変わったとか、その魚種によってとる道具とかも変わると聞いたんですけれども、そういうのというのは変わっているんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 大きな話としては、平成の初めからイワシが大量に獲れまして、10万トンですとかというレベルでイワシが獲れていた時期がありました。それが何年間かとれて、ぷつぷつと獲れなくなったというようなことはありました。その後、サバが獲れた時期、それからサンマがということで、サンマについても、今、去年もそうですし、ことしもそうですけれども、ロシアの海域で獲れる期間が長くなって、厚岸のほうにおりてくるのが遅くなっているというような状況があります。それが魚種の交代ですとかというものに今後つながっていくのかということについては、まだ何とも言

えない状況にあります。

漁具の問題ですけれども、漁具というのは、当然、毎年毎年進歩する部分と、もともとのやり方の部分は確かにありまして、それぞれの漁業の中で、当然、変わってくるという部分はあります。例えばカキでいきますと、カキについては、もともと地まき式でやられていたものが、垂下式に変わりました。そうしますと、当然、垂下式でやるための道具というのは、地まきのときには必要なものが必要になってきますし、そういった部分の道具というものは、やっぱり魚種によっていろいろ変わってくるという状況があります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それで、今、ちょっとわからないので聞いたんですけれども、漁業の前浜とか昆布漁業のほうの後継者が減ってきていて、結局、昆布だけで暮らしている地域とかというのはあると思うんですけれども、その高齢化率というのは上がってきていると思うんですけれども、その辺はどうなっていますか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 申しわけありません。ちょっと具体的な数字は押さえていませんけれども、例えば末広ですとか、小島ですとか、ほとんどが昆布の漁業をやられているところというのは、新しく後継者になれる方というのは少ないと思いますので、高齢化は進んでいるという状況にはあると思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から詳しく答弁をさせていただきたいと思います。

漁業地域といいますと、湖南地区では奔渡、床潭、末広が当たるのじゃなかろうかと思っております。奔渡につきましては、高齢化率は30.17%、床潭につきましては28.96%、末広においては極めて高く、51.67%になっておるわけでございます。湖南地区の平均する高齢化率といいますのは30.28%でございますので、平均からすると漁業地域は極めて高い、そういうことが言えるかと思えます。

一方、湖北におきましては、苫多地区29.51%でございます。湖南地区におけます平均が28.89%でございますので、これまた平均よりも高いということがございますので、一般的に漁業地域は高齢化が進んでいるということが言えるのじゃなかろうかと、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今、厚岸の漁業って、すごく魚もおいしいし、地域もきれいだし、海もきれいだしという、ある意味では、町から来たら、ここに住みたいなと思うところもあるの

かなというのがあったものですから、ちょっと聞いてみたんですけれども、最後にいろいろなので多分まとめて質問になると思うんですけれども、次に、町の商店街の後継者の問題についてもう一度聞きたいと思います。

町民の暮らしというか、そこにお店があること、最低限の食品とか、日用雑貨が買えるということは、高齢者にとってはとても大事なことですけれども、だんだん今、ポスがあり、それからフクハラがありということで、町なかからどンドンどンドン商店が消えていっていますよね。そういうことで、今、中小企業振興計画作りに取り組んでいるということでしたけれども、今、これはどこまで進んでいるのかなと思うんですけれども、どういう話で、どこまで、どういうことをやろうとしているんですか。どこまで進んでいるのかなと思うんです。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 中小企業振興計画の進捗状況につきましては、昨日の一般質問の中でも説明させていただきましたけれども、これまで4月から委員会を立ち上げて、委員会自体の会合は3回でございます。その会合を始める前に受託された業者のほうは、町内の主だったところにいろいろ聞き込み調査を行って、現状を把握した上で委員会に参加してございますけれども、委員会の中では、これまで商工業者等々、中小企業者が抱えている課題、問題点、そういったものを洗い出しをして、そして委員会の中で議論をしてきた。これからは、そういった洗い出しが全部整いましたので、それであれば、これからこういった施策を講じていくことが必要なのかという具体的な事業の取りまとめ作業に今入っています。

それで、一昨日も、商工会、それと私、事務局と、コンサル、それに策定委員会の正副委員長を交えて、次期委員会にかけるための提案内容の協議をさせていただいております。その中で具体的な施策のほうを詰めていって、恐らく年明けに、どうしても年末を控えていますから、できませんので、年明けに第4回の委員会を開催して、その中で具体的な支援策というものが委員会の中で協議されることになるというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 その聞き取りをしたというのは、商店の人たち全員からの聞き取りをしたということですか。そのほかにも。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

今検討しているのは、中小企業の振興計画でございますので、商店だけではなくて、多種に及ぶ業種が中小企業の中にあります。そういった中で、商店の経営者の方からも聞きましたけれども、そういった中小企業全部ということではなくて、商店であれば主

だった幾つか、それは先ほど質問者から出たような、大型店ではなくて、地元の業者の方々の経営者、幾つか絞った中で聞き取りをさせていただいているということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 中小企業振興計画ですから、その人たちが中心になるかもしれないんですけども、それを利用している人と言ったら変ですけども、普通の一般の人からの聞き取りというのはないんでしょうか、町民とかからというのはないんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 一般町民からの聞き取りという部分はしておりませんけれども、それは委員会を開催するに当たってのコンサルタント会社が聞き取りをしたということでございます。実際は、そういった聞き取りをもとに、策定委員会の中で、そういった取りまとめの状況がこうだったけれどもという話を委員会の中でやっています。委員の皆さんは全て町民の皆さんからお願いをさせていただいておりますので、それで補足する部分は補足するという形で進めさせていただいているということでございます。

また、計画を策定するまでの手順でございますけれども、今は策定委員会ということで、町民の皆さんから何人かお願いをさせていただいて、その計画案を今詰めているということでございます。この計画案が固まれば、町のほうに提出をしていただいて、各担当、まちづくり推進委員会だけでなく、中小企業振興のためには、各いろいろな課にまたがるわけでございますので、そういう関係する課のほうにも集まっておりますので、その計画案の内容を詰めて、町民の方々にもその案を公開をして、いろいろな意見をいただくという手順にこの後なってくるかと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そのコンサルタントの人が聞いた年齢というのは、高齢者から、女性から、大まかな人たちに聞いたというふうに考えていいんですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） それほど多くの事前の聞き取りというのは、幅広くやっているわけではございません。あくまでも経営者の方にお聞きしている。それと、あとは各界の代表、商工会のほうの会長さんであるとか、建設業関係の方の代表者の方であるとか、あるいは消費者の代表者の方であるとかいうふうに、各個店、それとそういった産業界の団体の代表者のほうにお話を聞いているということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 何か代表者の人たち、そういう人たちも一生懸命やっていますけれども、それが全体の中の意見を把握するというところに本当になったのかなというのをちょっと疑問に思うんですけれども、それはいいです。

それで、今、私たち、大きな、さっき言いましたように、ポストとかフクハラとかありますけれども、これだけ景気が悪くなってきたときに、あの店がなくなったときのバックアップというか、そうなったときに、本当に車を運転できる間はいいいんですよ、私も。ただ一番困るのは、車を運転できない人。だから今、何だかんだ言ってもコンビニが一番近くのお店という場合もあるんですけれども、そういうことも含めた、商店街の商店の人たちも大変、商店として後継者は育っているんですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 厚岸町の実態から、商店、小売店の実態からいきますと、町長の答弁にもありましたように、人口は年々減少してきてしまっている。それと、釧路町、釧路市という部分に購買力が流出をしている、こういった部分を施策としてとめることは極めて難しいなというふうに思っております。購買力自体がどんどん出ている。商店は、100あったものが、100そのまま存続できる状況にはないということで、どんどんどんどん数が減ってきているというのが実態だと思います。

それと、そういった先を見越すと、この後、購買力がもっともって増えるんだということになれば、後継者、自分の子供を跡取りにという親も出るでしょうけれども、そういった10年、20年先の明るい展望が見出せないという、先ほど町長からの答弁もあったと思いますが、そういう状況では、後継者は育っていないのが実態でございます。

ただ、だからといって、町の中から商店がなくなってしまうたら、これは大変なことだということの中では、いろいろ議論している中では、水産であるとか農業であるとか、こういったものというのは、生産をすることによって外貨を町の中に取り入れてくる。それと、観光は交流人口ということで、町外の方々に来ていただいて、厚岸町の中でいかに落とさせていただくか。こういった外貨をできるだけ厚岸町の中に取り込むようなものをもっともって育てなければいけない。取り込んだものをいかに外に出さないように内需で回すか、そういったシステム作りが必要なんだろうなというふうな検討を今しているところです。

そして、従来の商店街、農家の部分もそうかもしれませんけれども、親が子供に継承するという今まで展開をしてきていました。でも、そういうことだけではなくて、今まで商業をやっていなかったけれども、私、やりたいんだという人がいれば、もしリタイアをして事業をやめるというのであれば、第三者で継承するというのもこれからは考えていけないといけないんでないかと。あるいは、やめた店舗を違うコミュニティの場として使わせていただきたいんだということであれば、そういう利用も考えていかなければならないんでないか。そういうような議論を今しているというところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。まだまだいろいろな問題を抱えていると思います。

次に移りますけれども、都会からのIターン、Uターンの問題なんですけれども、地域おこし協力隊という制度のことも挙げました。いろいろな過疎対策ということで、いろいろなところでいろいろな取り組みをしているんですけれども、これは島根県邑南町です。日本一の子育て村ということで、これはすごいです。集えシングルマザーたちというので、シングルマザーを呼び込んでいるんです。人口1万2,000人の過疎の町です。ここに子供たちが来て子育てできるんだよというのを表面に出して、全国に発信をしてやっている町があります。これは一例ですけれども、子供の医療費を無料にしたり、保育料を無料にしたり、それから、ここで暮らしていくことが可能なバックアップをしています。このシングルマザーたちが入ってきたことで、その町に住むことで、今度新たな産業を作り出して、町おこしになっていっているという実例もあります。シングルマザーを呼べと言っているわけじゃないですけれども、そういう実例があります。

それで、地域おこし協力隊なんですけれども、どうやっていいかわからないというのがありましたけれども、若い人たち、それこそ大学を卒業した、高校を卒業した、それから就職であぶれてしまって、就職しても2年ぐらいでやめてしまったとか、結局自分が何をしたらいいかわからない状態の人たちを、自分探しのことも含めて協力隊というもので募集をしている地域もあるんです。それで、その人たちが来て何をするか。3年が限度ですから、350万円が限度で、国からの補助金もあります。交付金もあるので、その人たちに来てもらって、厚岸とすれば、私たちの酪農も余り見えていないと言われました。農業委員会で一緒に行ってきたときに、普通の畑作とかは見えるんですけれども、酪農自体が、受け入れる場所がないので、酪農が見えていないと言われたのと、それから、漁業のよさというのか、漁村のよさみたいなものも多分見えていないんだと思うんですよ。そういうところに入ってもらって、何でも屋さんをやらしてもらえばいいんですよ。だから、草取りをするとか、窓ふきをするとか、それから、地域に若い人がいなかったら、車の運転をしていくとか、何かあったときの臨時職員として、そこで働くという場所をつくるということも可能だと思うんですけれども、そういうような取り組みというのは、実際、やっているところがあるんですが、それは考えられないですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 地域おこし協力隊、これは21年度からスタートした制度でございます。

議員言われるように、3年を限度にして、市町村が委嘱をして、地域で生活をしていただいて、農林漁業の応援であるとか、水源保全や監視活動、住民の生活支援といったさまざまな取り組みを行っていただく。それに対して、特別交付税ということで国は措置をするということになってございます。上限はございますけれども。

これは、先ほど1回目の町長答弁でもありましたけれども、制度が走って4年経過しているんですが、まだ1割まで満たないぐらいの利用実績、各自治体で導入していると

いうのは。当然、石澤議員から、9月の定例会では集落支援員のお話もいただきました。この制度もそれほど全国的には活用されていないという状況です。制度的な内容を見ると、かなり興味のあるような部分なんですけど、どこも課題として考えているのは、地域、あるいは厚岸町が、そういった支援を行うために、例えば協力隊を募集しようかといったときに、それに見合った人が必ずしも来ていないというのが実態なところもあるみたいなんです。ですから、21年から制度が走って、3年間限度ですから、初めに取り組んだときは、長く延長しても23年で終わっているんです。その制度がよかったら、また新しく更新をする、違う人でも。あるいは、限度ですから、1年で委嘱をしておいたものが、よい制度であれば、翌年からまたというのはあるんでしょうけれども、必ずしも継続していない状況。事例で見ますと、それは当然、事例というものは、いろいろな制度をやっ、それがすごくマッチングした人で、うまくいっているところは事例はありますけれども、失敗事例というのは、それはオープンにされていないという部分では、そういうような21年度から24年度までの間で、この制度を導入したけれども、実際、今、協力隊を活用していないというところもあれば、逆にそちらのほうに照会をして、成功事例はネットでもいろいろ調べることができますけれども、どうして今、継続していないのか、どういう問題があるのかということも含めて、ちょっと勉強させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 慎重なのはわかるんですけども、結局今、新規就農の人たちを受け入れるとか、それから、後継者不足のところ新たに人を受け入れる場合に、地域になじむということ、こういう農村地帯とか、こういう田舎の地域の生活になじむということに、来てもらうという1つの手段としてとても大事なものだし、これも方法だと思うんです。今、たくさん手を挙げていないうちにやっちゃったほうがいいのかなどという気もしたもんですから、そういうことも考えてやっていったほうが良いと思います。

あと、TPPの問題なんですけれども、町長の言うとおりに、本当に適当に玉虫色でまかして、選挙終わったらやっちゃおうかなみたいなのが見えたりもします。

厚岸町長はずっと反対してきました。それで、厚岸町として断固反対だというような集会みたいなものをするということも考えることはできないですか。厚岸町が主体になってというのは。どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） TPPの集会につきましては、ことしも6月9日に釧路のほうでございました。そういったときに前後して、農協さんのほうともそういったことができないかということのお話はさせていただいております。ただ、こういった釧路をエリアとした集会ですとか、札幌での集会、それから中央での集会なんかもありまして、そういったことが集中的にありまして、そういった中で、ただ集まってということにもなりませんので、講師の先生の問題ですとかもありまして、そういったことのお話

もさせていただいていたんですが、タイミング的に、ちょっとタイミングをつかむことがうまくできなかったというような状況もあります。ですので、また改めましてそういった適切な時期に、そういったことも検討したいなというふうに思います。農協さんのほうともそういったことは以前にも話をしておりましたし、そういったことも今後もまた検討していきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って、次の事項を質問します。

1、人工透析について。

（ア）町内に住んでいて、町立病院へ遠距離をしなくてはならない人へ、遠距離通院費の助成はできないのか。

2、合併浄化槽設置について。

（ア）いつごろの目途と考えているのか。

（イ）個別の費用の軽減についてはどう考えているのか。

（ウ）下水道事業が行えない地域の環境負荷軽減のために必要と思う。特に海に近い地域には急務と思うが、その必要性について、改めて考えを聞きたい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の人工透析について、「町内に住んでいて、町立病院へ遠距離通院をしなくてはならない人へ、遠距離通院費の助成はできないのか」についてであります。人工透析については、基本的に週3回の通院を行い、毎回3時間から5時間の透析をする必要があることから、患者の皆さんには少なからず日常生活に何らかの制限を強いられるため、大変な毎日を送られていることと思っております。

町では、治療が極めて困難で、国や北海道の規定による特定疾患のある人を対象に、昭和56年から、町外の医療機関への通院費の助成を行ってきました。この助成の対象には、慢性腎不全などにより人工透析を必要とする人も含まれておりました。

しかし、平成12年に、国や北海道が対象としていた特定疾患に指定する疾患名の増減が行われ、慢性腎不全など一部の疾患が対象外とされていたものであり、一方では、新たに追加された疾患もあって、町でも平成12年に通院費助成の対象としていた特定疾患の整理をしたところでもあります。

人工透析に対する通院費は助成の対象外となるところでしたが、昭和56年の通院費助成制度発足を契機に、町外に行かなくても町内で人工透析が受けられるように体制の整備を進めてきたところでもあります。

しかし、依然として長距離移動が必要になっても、何らかの事情で町外の医療機関を

希望される人がいる状況でありましたし、難病関係団体からも人工透析のための通院交通費助成の継続を求める強い要望があったことから、町独自の助成制度を設け、現在に至っているところであります。

釧路市内までは、市街地からでも片道40キロメートルを超えるため、長距離通院を避けられない人は、それだけ社会生活への制限と経済的負担が多くなることから、制度上、一定の通院範囲として、町外の医療機関としたところであります。

なお、町では、障害者に対する交通費助成制度として、障害児援護旅費、障害児通園交通費、難病患者等援護旅費、精神障害者通所交通費の各種制度を設けておりますが、いずれも町外の施設や機関を対象とした経済的負担の軽減を図るものであり、その点にも配慮をいたしますと、人工透析療法を受けるために、町内である町立病院への通院費の助成については難しいものと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の合併浄化槽設置についてのうち、初めに「いつごろの目途と考えているのか」と、「個別の費用の軽減についてはどう考えているのか」についてであります。合併処理浄化槽は、トイレのし尿と、台所、風呂、選択などの生活雑排水を合わせた、いわゆる生活排水と一緒に処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べて、はるかに河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果があり、平成13年以降は浄化槽法で合併処理浄化槽でなければ設置できないことになっております。

合併処理浄化槽は、下水道と同様に、生活環境の改善と公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質保全を図るための重要な生活排水処理施設の1つとして位置づけられており、下水道整備区域以外の地区においては、この合併処理浄化槽により、生活排水処理対策を進めてまいりたいと考えております。

進め方としては、国の補助事業を利用し、合併処理浄化槽を設置する方への助成制度を設けて、普及促進を図りたいと考えており、目途としては、来年、平成25年度に国へ要望を上げ、26年度からの実施を予定しております。

個別費用の軽減についての考えであります。合併処理浄化槽の設置工事費は、一般的な5人用のタイプでおよそ120万円、これに既存のトイレを水洗トイレに改造し、排水設備を設ける費用が、その家の構造や改造方法にもよりますが、1基当たり60万円程度がかかりますので、合わせて180万円ほどになります。

町としては、設置工事費に対して、90万円を限度に補助金を交付し、個人負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、「下水道事業が行えない地域の環境負荷軽減のために必要と思う。特に海に近い地域には急務と思うが、その必要性について、改めて考えを聞きたい」についてであります。下水道の整備には多額の投資が必要となり、市街地から離れた地区や山間部などにおいて、効率的な生活排水処理対策を進めるためには、合併処理浄化槽の設置が必要であることについては先ほど申し上げたとおりであります。

また、公共用水域の水質保全の観点からは、質問者が言われているとおり、沿岸部の地区から進めることがより効果的と考えます。

予算の範囲内での効果的な事業の進め方等について、具体的な制度設計をしていく中で、事業実施までに十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず人工透析について、もう一度聞きたいと思います。

昭和56年から開始された北海道のあり方で、腎臓機能障害者通院交通費の助成が始まって、平成12年に国と北海道は、この腎不全の通院制度を除外したということでありました。

しかし、厚岸町は、多々の理由があり、この平成12年に北海道、国が廃止したにもかかわらず、厚岸町独自で今までやってこられたということに関しては、大変ありがたく、敬意を表したいというふうに私も認識しております。

また、補助の対象についても、北海道、国においては、居住地の医療機関では透析患者が多いため受診できない人や、当初受診した医療機関に継続して通院が必要である人とか、合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要であるとか、就業等の事情により居住地の医療機関で受診できないとか、居住地に厚生医療の指定を受けた医療機関がないとか、市町村合併により受診する医療機関が居住地となったなどの理由がさまざま、対象の中に枠組みがされていた。しかし、これも厚岸町では単独でやる事業については規定はしないというふうに設けております。これも受けておられる方にとっては大変ありがたいことだというふうに思っております。

しかし、私が今回、人工透析についての町外から町内にとお願いについては、例えば、今現在、おる、おらないということよりも、例えば上尾幌の地域から厚岸町の病院へ通う、それから釧路へ通う、さほど変わりのない距離数にもなる。答弁には40キロというふうに書いていますけれども、これは平均の距離数だというふうに私は認識しました。

その中で、まず、町立病院は、この透析の技術面、それから、他町病院とのいろいろな透析の機械に対しての差別というんですか、例えば非常に精度が悪いとか、そういったことを聞かれた場合に、どのような説明をされるのか、まずそこを1点、聞きたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務課長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 町立病院のほうからお答えしたいと思います。

技術面、あるいは機械の設備が、他の医療機関と違うところがあるのかというご質問だと思いますが、今まで整備いただいている透析機械につきましては、釧路管内で使用している機械と同一のものと、メーカーはいろいろありますが、機能的には何ら変わらないと。それから、技術面ですが、技術面といいますよりも、厚岸の場合、例えば腎臓内科の専門家がいなくて、そういう部分がありますけれども、そういった部分以外、専門家の部分を除いた部分では、特に何か劣るとかいったものはないというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 平成23年度の受給者数が26人と書いてありますが、これは厚岸町内全部での人数でしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これは厚岸町に住所があって、慢性腎不全により身体障害者手帳を所持している方でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 例えば先ほど申し上げた上尾幌から釧路に、上尾幌から厚岸町立病院、そんなに距離が大幅に違うということはないように私は思っています。また、そういう方々が、自分で車を運転して、自分で通院をする方もおりますし、車がなくて、家族と一緒に連れて行ってもらうという方も、さまざまだと思います、通院方法としては。要は、厚岸の町立病院として、釧路管内と同じものであり、技術面というか、そういうものに対しては全く差のないものだということであれば、町立病院側としては、通院費を出すことによって、釧路に患者が流れるというよりも、町立病院にぜひ来ていただきたいという考え方のほうが全うでないかというふうに思うんですけれども、その考え方はどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今の前段のほうでご意見がございました、ご自身で運転していく、あるいは家族が行くということで、現状、道内、大体が現在は自家用車、自分か、あるいは知人か、家族か、そういうふうにご利用されているのが多いようでございます。厚岸町の実態としましても、釧路、あるいは町立病院へ通う方々の多くが自家用車で、みずから運転をしているというところが非常に多いと聞いているところでございます。

ただ、釧路に行かなければならない理由の1つとして、先ほど議員、5点ほどご説明していただきましたけれども、加えて、町立では行っていない夜間の透析がございます。具体的には、日中働いている方が、夜間、釧路へ行って利用する、こういった方々も現実に町内からおります。そういった部分で、町内と釧路の違いという部分も1つ加える部分があるのかなというふうに思います。

それから、町立病院への通院費の助成をして、町立病院を利用してもらう。私も、やはり町立病院も一生懸命頑張っておりますので、必要な整備もきちっと整備しておりますので、本来、そうあればいいなというふうに思います。

ただ、医療機関を選ぶ理由として、ご本人が判断するわけですが、そこに必要な治療を受ける設備があるだけではなく、やはり人工透析を始める場合は、ほとんどが町立で始めるのではなくて、釧路市の病院、札幌市の病院というようところで手術を

受けて、人工透析を始めます。そこで人工透析を一定の期間経て、町立病院に移ってくるといのがほとんどなんです。ですから、そこで得た病院、あるいは先生との関係、そういったものをやっぱり捨てがたいものが患者にとってはあるんだろうなというふうに思います。ですから、単に設備があるだけで、そこへ呼べるかという部分については、ちょっとわからない部分がありますが、厚岸町としても町立病院は頑張っている部分がありますので、そういった利用者が厚岸町のほうに足が向くような方向で考えてみる必要もあるかなというふうには思っております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 釧路へ行く、行かないというのは、さまざまな理由があると思います。察知のできないいろいろな理由もあると思います。中にはこういう人もいました。これは事実の話です。釧路だと助成金をもらえるので釧路に行きますと。帰りに釧路で買い物してきます。一石二鳥ですという方もおります。これはいかがなものかというふうに私も思います。

町立病院のあり方として、町長は、町立病院は町民にとってなくてはならない存在だというふうに、一般財源からの補助をしながら、補填をしながら町立病院を維持しています。多額なお金を出しながら維持しています。そういった部分で、何らかの理由で本当に釧路へ行かなくてはならない、そういう患者にとっては、すばらしい町の補助制度だというふうに思います。しかし、どうしても釧路までは行けないけれども、町内の病院を利用するのであれば、いろいろな面で不便がないということで、町立病院を利用している方のほうが圧倒的に多いわけですね。

まずここで、釧路に通院している方と、町立病院に通院している方の割合と人数をまず教えていただきたいと思います。

それと、せっかく町立病院にそういう施設があるのだから、町立病院を利用したいんだという患者さんも中に多くいます。だけれども、距離がちょっと遠いので、通院が大変だ。週に3回、仕事もせず、なおかつ働けない状態。なおかつ、車での通院は油代もかかるという、釧路に行くのは補助があるけれども、町立病院に通うのには補助がないというのは、これは1つの差別じゃないかというふうに町民が言われています。そういった部分をかんがみて、何とか距離数で何キロ以上の場合というふうに決めていただいて、補助を出してもらいたいというのが町民の願いです。その点はいかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、厚岸町民で人工透析療法を受けておられる方々の人数でございますけれども、現在、平成23年度決算ですけれども、現在も変わらない状況だと思いますが、26名の方々がいらっしゃいます。このうち5名、19.2%に当たりますが、釧路市内の2つの病院と医院に通院されている方、5人でございます。

もう1点の距離の関係ですけれども、これも遠距離という部分の定義を決めることになるのかなというふうに考えます。現在、その取り扱いとしては、厚岸町から釧路市と

いうだけの部分しかございません。これもやはり遠距離という部分には入るのかなと思いますけれども、この事業については、北海道の補助金に対して、厚岸町が上乘せしているという内容の事業となるものでございます。

そこで、広い北海道、同じ距離別の補助という内容で、全道でこれは展開しているのですけれども、北海道が考えているのは、25キロ未満と25キロから50キロ、さらにその上というふうに距離を定めております。従来はJRとかそういう運賃だったんですけれども、現在は自家用車が多いということで、ガソリン代を基礎にして補助単価というものも算定しているようでございます。それが実は25キロ以上になると片道350円が、補助金を算定する場合の補助単価になります。そうすると、350円掛ける往復ですので2回、1日700円という補助基準、それに大体月13回通院が必要になります。掛ける13となると9,100円という数字が出るんですけれども、この9,100円というのは、大体ガソリン代にすると半額、大体1万7、8千円がかかるだろうという距離別の単価というふうになっております。それで、25キロ未満が、実は単価が、350円だったのが、150円に北海道が決めているのです。そうすると、この150円というのが、同じように計算すると、150円掛ける往復で300円になります。掛ける13回ですと3,900円、この倍ですと、大体7,800円ぐらいがガソリン代としてかかっているんだろうなという目安なんだと思うんです。実は北海道が補助をする場合において、今、3,900円と申しましたけれども、この額が月額5,000円を超えない場合には、補助金の対象外ということ。

つまりこういったことから見ると、遠距離ということを決めようとした場合に、1つの参考例として、25キロであるだとか、そういったものが考えられるかなというふうに思ったわけでございます。

実際に、実は町内の距離を依然からはかっているんですけれども、そうすると、議員、先ほどおっしゃったように、上尾幌から市立病院、上尾幌から町立病院、実は全く同じ距離なんです。それが28キロなんです。それと、北海道の補助金は25キロ以上は該当になってまいりますので、距離としては28キロ、25キロ以上として該当になるというふうにとらえることができます。25キロを超えるのが、実は上尾幌地域、それからライブツ地域ということで、厚岸町のごく一部の地域に限られてしまうんです。

そこで、福祉制度として、町民全般にとらえた対策として、距離を町内に見てしまうことが、他の制度との均衡といいますか、そういうことを考えて、なかなか町内を対象とするのが難しいなど、そのように考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 最後に言った、考え方が難しいというよりは、考え方は簡単だと思うんですよ。距離は独自に決めればいいことだし、金額も独自に決めればいいことだし、何が難しいんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまの議論の主たるものは、人工透析患者のことをと

らえております。確かに、極端に言えば2日に一遍、病院に行くということなんで、通院回数が非常に多いということがありますけれども、私ども保健福祉課としては、障害者福祉制度、それから高齢者福祉制度ということで、幅広い福祉を担当している中で、町民の実態を見ると、人工透析ではなくても、タクシーで来ざるを得ないだとか、回数が少ないわけですから、さほどではないですけれども、そういう方もいらっしゃる。あるいは、町立で治療を受けたいんだけど、いや、やっぱりもうちょっと高度な医療といいますか、大きい総合病院でないと対応できないという場合には、札幌とか、そういう宿泊を伴うような移動も余儀なくされる方が実は大勢いらっしゃるんですね。そういうことからすると、人工透析患者だけをとらえた話は、私どもとしてはなかなか心苦しいなど、そういうふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 繰り返しになるんですけれども、ある程度の期間で通学バスも通っている地域もあります。通学バスを利用できる方もいます。その地域外で、全く通学バスも通っていない地域、それも利用できない。週に3回通うというのは大変なことだと思います。いいときは北海道の条例を持ち出して、悪いときには町の状況を持ち出したり、それはやらないとするならば、やらない理由はたくさんできるわけですよ。やろうと思えば、やる理由がたくさん模索もできるし、理由がたくさんできるんですよ。やるかやらないかの心1つの問題で、理由がたくさんそこにできるんですよ。私は、片や払う、片や払わないということになれば、いろいろなことを考えれば、それはできませんよ。ただ、私の言っている今回の質問は、この腎臓機能障害者の通院交通費の助成についてなんです。これをまずやって、やってみて問題がなければ、次にまた悩んでいる人たちのために、次、次と施策を考えるべきというふうに思うんです。あれもこれもと一遍に考えてしまうと、不公平が出てきますよ。今のこの部分については、釧路には出るけれども、町内の遠いところから通う人には出ないということが、本当に住民サービスに何ら問題ないんですかということなんです。あるとするならばあるんです。ないという理由を出せばないんですよ。住民サービスということは、住民がそうしてほしいという意向があるから、してほしいという要望が出てくる。その要望に対して、町としてはどうすべきか。全く問題もなく、全く何ら公平性に欠けるものでも何でもないというものが、すべて100%、世の中にあるとするならば、それはないと思います。だれかが犠牲になれば、だれかが幸せになるという、これは社会的な原理というふうに私は思っています。距離がどうのこうのというふうにあくまでも言うならば、その距離の問題って、じゃ、何を根拠として距離を決めているんですかという話になります。ある一定の距離を決めないと話が前に進まないからですよ。その理由を何キロと詰める数字を決めることによって、それは理屈にもなれば屁理屈にもなるし、正しい理由にもなると思うんです。町民は、釧路に通う人だけが補助金をいただいて、遠いところから通う人たちはもらえないというのは、これは差別じゃないかというふうに言っているんですよ。町としては、もうちょっとこの補助を出す、出さないについて、検討してもらいたい。もう一度お伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 腎臓機能の疾病が、難病というものから、いわゆる特定疾患というものから、制度上、外されたあたりが平成12年というところ。それから約12年ほど経過している。そういった経過の中で、釧路へ通われる方も変わったりしております。そういう状況で、当時から釧路へ通う方々の状況、人数は大体同じぐらいで推移している状況なんですけれども、人がかわっている部分が実はございます。その間に、尾幌であるだとか、上尾幌であるだとか、こういった方々が、上尾幌の方はたしかもともといらっしゃった方だったと思います。平成12年のあたりも。尾幌の方だとかが新しく、いわゆる町立病院よりも釧路側に近い方々、釧路の利用というものが、今現在、5人のうち2人、実はいるのです。この2人は、議員がおっしゃるように、町内と同じような地域の方々がもしいらっしゃるとすると、同じガソリン代かかるわけです。そのときに、平成12年につくった補助単価、厚岸町の単価というものが、大体市街地から40キロ程度通うところで、大体ガソリン代が1万7、8千円かかります。マイカーを持っている車の排気量、燃費とか違いますけれども、大体燃費11キロ、12キロ走る車だと、大体1カ月に1万7、8千円かかるんですね。そのうち、厚岸町の補助金は最高9,100円まで今出せることになっております。ですから、約半分なんです。そうすると、9,000円から1万円くらいの負担はそれでもまだされているんです。厚岸町で補助金がもらえなくて、例えば20キロあるとした場合、その方は7,000円ぐらいのガソリン代がかかるんですけれども、この町から釧路へ行く方は1万7、8千円かかっていること、それから9,000円を引いても8,000円から9,000円程度の負担があるということで、町内から通う方よりも若干多い。ただ、問題は、上尾幌と尾幌の部分なんです。そこの部分を、やっぱり制度の不平等といいますか、その点から整理する必要があるとすれば、そこの部分を、現在、9,100円まで出ちゃっていますので、これはそれ以上かかっています、実際にガソリンはかかっていますけれども、私たちの考え方は、ある程度経費の2分の1程度というふうに考えておりますので、こちら辺はちょっと見直していかなければならないのかなというふうに思います。

また、距離についても、これは今後の制度運営について、検討させていただきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 町長、住民のサービスをする側として、今、課長から縷々説明がありました。不平等ということがどこまでの不平等なのか、平等とすれば、どこまでやれば平等なのか、大変難しい問題だと思います。そういったことを加味しながら、町長、今、課長も答弁していただきました、補助に対しての住民サービスに対するサービスの問題について、距離数等々の問題もあります。また、今、課長が答弁した中で、尾幌、上尾幌の方の例をとられましたけれども、プライベートのほうからも通院されている方も中にはおられます。そういったことを考えて、ぜひこの問題については再検討していただきたいと

いうふうに再度要望しますが、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

実は私も当初、今、竹田議員が縷々説明を含めての質問がございました。竹田議員から質問があるということで、ご案内のとおり、各課とどう回答をするかという勉強会をあらかじめ行うわけでありまして。当初、私も竹田議員と同じような、公平を欠くんじゃないかと。しかも、町立病院においでをいただくということは、健全運営においても大事なことでないかと、そういうことにおいては、ちょっとおかしいなという気持ちを持って、担当課に検討してみようということで始まったわけでありまして。

しかしながら、今、担当課長から回答がございましたとおり、公平というよりも、今言った、見方によっていろいろあるかと思いますが、そういうことで、これはやむを得ない状況にあるなという判断で第1回の回答を私がいたしたわけでありまして、いろいろ考えることもあろうかと思いますが、もう少しこのことについて研究させてください。ただ、研究といいますが、回答どおりになるかどうかは別な問題として、こういう事実をどのように公平という立場から考えていかなければならないのか、もう少し勉強しなきゃならない、研究しなきゃならない、そういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 本当に私も、町立病院を存続しなきゃいけない、片や赤字を克服していかなくちゃならないが、遠距離の方には補助金を出す、町の病院を使わなくてもいいですよと言わんばかりの、そういう制度になりかねない。そこに何かの隔てがあってしまうことによって、そういうふうに町民はとらえてしまう部分の危険性があるということで、できれば本当に町立病院を安心・安全で使っていただきたいなど。町民を守るためにせつかくあるわけですから、そういう施設が。というふうに再度お願いをしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、合併浄化槽設置についてお伺いをしたいと思います。

予算委員会等々で何度も何度も合併浄化槽についての質問を何回か重ねてきました。ここに来てようやく目途というものが立ってきたということに、大変お礼を申し上げたいというふうに思います。25年度、要望で上げまして、26年度から実施を予定しておるといふ回答でございます。

この合併浄化槽の国の補助事業というのが、この部分について、補助事業については、年々厳しくなっているのか、それとも、合併浄化槽の設置について、どんどん補助金も上がっていくとか、また、国の町村に対する要望として強く求められてきているのか、その辺の流れはどのようになっているんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 浄化槽に対する国の補助事業の動きと申しますか状況についてのお尋ねでございます。

一般的に公共事業等に対する補助金の厳しさというものは、ここ数年、厳しさを増しておりますが、この合併浄化槽事業につきましては、今、私ども考えているのは、環境省の所管の補助事業でございます、個人の方に設置していただくものに対する補助ということでございます。ということで、おのずと、どうしても個人の方が設置していただくことが大前提になりますので、それほど年間の個数というのは、傾向としては、補助金の枠が足りなくなるほど毎年度あるという状況ではないというふうに伺っております。

先行して実施しておりますのが、管内では釧路市と浜中町、鶴居村、3自治体でございます、これらの状況を伺っても、補助の事業費が大変厳しいという状況には聞いておりませんので、まだまだ十分これから、遅ればせながらやっとなり私どもとしては目途をつけさせていただきましても、26年度になって、厚岸町が入り込む余地がないということはないということをご理解いただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

- 竹田議員 合併浄化槽については、環境の負荷低減については非常に効果のあるものというふうに、厚生労働省、環境省も推薦している事業というふうに、調べると、そのようにホームページにもどんどん出ています。

また、有害というふうにされている窒素やリンを除去できるということも、高度処理型合併処理浄化槽、または普通の合併処理浄化槽に置いても、やり方によっては、このやり方というのは、要するに酸素供給量と、要はバクテリアの数によるというふうに言われていますけれども、この部分をきちっと制限どおり、規定どおりにすると、非常に効果のあるものだというふうに言われています。

また、下水道の建設段階での町の負担は、平均5.7%というふうに国で試算されています。この5.7%の起債の元利の償還が、将来、非常に町村ごとに重荷になってきているというのが現状だというふうにも言っています。

そういった部分で、今後、下水道の事業と合併浄化槽の事業の推進のあり方について、合併浄化槽の推進のほうが、国として、町村として、負債を考えると、合併浄化槽のほうがいいのではないかと申されています。その辺については認識をいただいているのでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） まず、浄化槽の環境負荷に対する効果、質問者からお話ありました。私どもも、まずこの制度の対象となるものは、浄化槽法で示されております水質汚濁に対する考え方ですが、水質汚濁の指標に用いられておりますBOD、生物化学的酸素要求量で、これが水1リットル当たり20ミリグラム以下、そして除去率が90%以上

のものということをご想定してございます。環境省の同じ資料では、1人が1日当たり、BOD40グラム出すと。そのうちトイレが13グラム、台所、風呂、洗濯などのいわゆる生活雑排水が27グラム。中でも台所排水が18グラムということですので、トイレよりも多いということで、下水道が整備されなる以外の区域については、この合併浄化槽によりまして、先ほどの答弁もありましたが、生活排水処理対策を進める必要性というものを感じております。

下水道との比較でございますが、確におっしゃるとおり、答弁の中にもございました。下水道整備には非常に投資が必要となります。町の予算に占める影響も大きなものがございます。ただ、やはり同程度の環境に対する負荷軽減があるとはいえ、下水道についてはさらに放流水に対する基準というものは厳しいものがございますし、市街地において、現在計画を立てている下水道整備区域内につきましては、この下水道の整備を進めていきたいと。来年度からいよいよ光栄地区に着手するという目途になってございますので、何とかこの地区を完了させていきたいということで、今後は、遅くなりましたけれども、26年度からはこの合併処理浄化槽と下水道と、二本立てで厚岸町の生活排水処理対策が進めていければというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 下水道を町で開始して、今年度で15年ほど経つわけですがけれども、平成8年で流入水量が8,034立米、平成23年度では50万8,352立米という、これだけの大きな水量が増えてきているにもかかわらず、平成8年度から平成23年度については約63.27倍に量が増えているにもかかわらず、BOD除去率については、平成8年度は72.8%が、23年度は98.1%と、1.34倍、逆に性能がよくなってきている、除去率がよくなってきているというふうになっています。このデータを見るだけでも、この下水道事業というものは環境負荷の軽減をしているんだなということが、数字を見ると明らかだと。大変苦勞した中で、こういう実態が出てきているということは、町民も環境に対して安心できるのではないかというふうに思うわけです。

そこで、答弁にもございました。やるということなので、あとは、将来的に心配があるというのがあります。課長の答弁でもありました。あくまでも環境省からの補助であり、個人向けであるというふうに答弁されました。この個人向けというのは、個人事業者も含むというふうな認識でいいのかということなんです。海に近い人たち、そこに住む人たちというのは、漁師さんがほとんどというふうな地域もございます。その漁師さんというのは、あくまでも個人事業者でもあります。その対象としては、個人というのは個人事業者も含むのかどうなのか、お答えしてもらいたいと思います。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 現在考えておりますのは、先行しております釧路市ですとか浜中町の制度を見習ってということをございまして、個人ですけれども、事業をしている方、していない方にかかわらず、居住している住宅、あるいは店舗併用住宅の合併浄化

槽を設置する工事費に対して補助するというごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 わかりました。

あとは、課長もご存じのとおりだと思ひんですけれども、設置をした後に、例えば酸素を供給するための電源部は個人負担です。それから、1年間の雑排が沈殿した部分についてのくみ取りも個人負担です。それと、バクテリアの数が少なくなった場合の投入するのも個人負担です。それから、BODやCODなどの調べる段階においても、設置後は個人負担になります。こういった設置負担を強られる、そういった町民の理解も逆に必要となります。

答弁の中にも、設置をするということに関して、試算だと思ひんですけれども、合計で約180万円相当がかかるのではないかというふうに試算されました。持ち出しについては、約2分の1が補助対象なので、残りの90万円が個人負担というふうになるわけですけれども、一般的な下水道事業を個人が負担をして工事をやられる場合の平均単価というのがあると思ひます。例えば管が近いところにおいては3、40万円のできる場合もあるだろうし、管をせっかく入れてもらったんだけど、自分の家はもともと既存の住宅だったので、真裏にあると。よって、30メートル、40メートルも掘らなければ来られない。なおかつ、狭くて機械も入れない、手掘りですとなると、そこに80万円も90万円もかかる場合もあります。そんなにかからないかもしれないですけれども、そういった部分で、下水道をやる工事の額と、合併浄化槽を設置するときの額が、あからさまにもものすごく負担が多いというふうな認識をされますと、なかなか工事が進まないというふうな原因をつくってしまうこともあると思ひます。

今言った2つが、設置をするときの工事費の負担額が下水道工事をやるときよりも多いという、そういう認識をされてしまった場合に、普及しない。もう1つは、設置後からの負担額というのがあるということが非常に心配になってくる。普及に対して、それが原因をもたらす場合も、数字になってくる。そういった部分をもう少し、これからまだ先もあるわけですから、住民に対してのそういう理解度を深めて、どうせやるのであれば普及100%を目指したいというふうな、環境負荷軽減のためにはとても大事なことだというふうに思ひわけです。ましてや、沿岸の人は、その場所に住むわけですから、自分の地域は自分の力で守っていくんだという、そういう認識をしてもらわなきゃいけない部分もあると思ひます。そういった部分を考へて、ぜひその部分についても、その金額を設定する場合に、それが本当に正しい金額なのかな、また、設置後の個人負担というものが、まとめてやれば何らかの形で業者に願ひするときに負荷を軽減できる、そういう措置がないのかなとか、いろいろな部分が考へられると思ひんですけれども、その部分をこれからの課題として、大変かもしれないけれども、考へながら進めていただきたいというふうに願ひをしたいんですけれども、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 工事費の下水道との個人負担の比較でございます。先ほど総額で180万円ほど、このおよそ2分の1程度の負担軽減になるのではないかと申し上げましたけれども、このうち、トイレの水洗化の改良工事が60万円ほどかかると。浄化槽の設置に120万円ということで、補助制度につきましては、あくまで浄化槽の設置、約120万円に対して90万円程度。ただ、そのほかに水洗化の工事もかかるので、総額の大体2分の1程度は負担軽減になるのではないかという話。浄化槽だけを考えますと、75%の補助ということでございまして、この水洗化の工事の60万円というのは、下水道もほぼ標準的には、排水設備と水洗化の改造工事で合わせて60万円ほどというふうな押さえをしております。この部分では、浄化槽を設置される方も下水道に接続される方も同じ程度だという認識でおりますし、下水道については使用料がかかります。受益者負担金もいただいております。それらを勘案して、合併処理浄化槽を設置していただく方と、下水道に接続している方との乖離がないように、これからも実施まで十分検討させていただきたいと思っております。

また、制度のPR、これはもちろん、せっかく制度化しても、利用していただけないのでは何にもなりませんので、PRの方法も十分検討させていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

●竹田議員 はい。以上で終わります。

●議長（音喜多議員） 以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩します。

再開は13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の

人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち森脇智亮委員が平成25年3月31日をもって任期を満了することになります。

つきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案書9ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地。

氏名、森脇智亮。

生年月日、昭和37年7月31日。

性別、男。

職業、僧侶であります。

また、森脇氏の学歴と職歴を10ページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第9条の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願いをいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でもありますので、厚岸町議会会議運用内規第54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 提案する前に、先ほどの提案理由説明の中で、任期を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間という説明をさせていただきましたが、訂正をお願いしたいと思います。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございますので、よろしくご理解を賜

りたいと思います。

ただいま上程いただきました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の
人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち五味佐恵子委員が平成25年3月31日
をもって任期を満了することになります。

つきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民
で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を当該委
員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案書11ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町宮園1丁目10番地。

氏名、五味佐恵子。

生年月日、昭和26年5月14日。

性別、女。

職業、無職であります。

また、五味氏の学歴と職歴を12ページに記載しておりますので、参考に供してくださ
い。

なお、任期は、同法第9条の規定により、平成25年4月1日から平成28年3月31日ま
での3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願いをいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、人事案件でもありますので、厚岸町議会会議運用内規第54にありますとおり、
討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第76号 損害賠償の額を定めることについてを議
題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
特老ホーム施設長。

- 特老ホーム施設長（高橋施設長） ただいま上程いただきました議案第76号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由についてご説明申し上げます。

議案書13ページをごらんください。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

1、相手方は、厚岸郡厚岸町白浜4丁目66番地、吉村真梨氏であります。

2、事故の概要は、平成24年9月4日、午後5時5分ころ、厚岸町職員が職務上、町有自動車を運転中、厚岸町白浜4丁目42番地の町道において、右折のため一時停止していた相手方車両に気づくのが遅れ、同車両の後部に追突したものであります。

なお、過失割合については、町が100%であります。

3、損害賠償額は、金25万3,376円であります。

内訳については、物損で、車両の修繕費18万7,331円、車両修理期間中の相手方車両借上料が6万6,045円でございます。

このたびの賠償金につきましては、厚岸町が加入しております全国自治協会公有自動車事故損害共済金により対応を予定しており、今議会において補正予算に計上をさせていただきます。

なお、相手方は、この事故で頸椎ねんざ、いわゆるむち打ち症になり、現在も治療が継続されているため、人身にかかる賠償については、今後、示談の手続を進めることになっており、確定した後、再度ご提案をさせていただくこととしておりますので、ご理解願います。

また、ただいま申し上げたとおり、現在も相手方は治療中であり、治療の時期もわからない状況です。しかし、既に相手方がかかった治療費を医療機関に支払う必要があります。そのため、本議会において、かかる医療費についても賠償金として補正予算に計上させていただきますので、あわせてご理解を願います。

安全運転の模範となるべき立場の町職員が、不注意からこのような事故を起こし、また、相手方を負傷させたことにつきましては、大変申しわけなく思っておりますし、深く反省をいたしている次第でございます。

今後は、職員に対し、交通事故の再発防止に向けた指導を徹底して行ってまいります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第77号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第77号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由についてご説明申し上げます。

学校敷地内での草刈り作業事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明いたします。

1として、相手方は、釧路市武佐3丁目11番17号、小野江里子氏であります。

2として、事故の概要でございますが、平成24年8月24日、午後2時30分ごろ、学校公務補が真龍中学校テニスコート周辺の草刈り作業をしていたところ、刈払機の刃で跳ねた小石が付近に駐車していた相手方の普通乗用車に当たり、車体塗装面が損傷したものであります。

3、損害賠償額は、金21万9,965円であります。

内訳につきましては、物損で、車両の修繕費18万3,215円、車両修理期間中の相手方車両借上料が3万6,750円であります。

なお、この賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただき予定であり、本議会における補正予算計上をさせていただいております。

毎年、学校におけます作業の安全性の確保につきましては、会議を開催する中で確認をしてきたところでございますが、不注意からこのような事故を起こしたことは大変申しわけなく、深く反省をいたしているところであります。

今後も再発防止に向け、徹底した指導を行ってまいります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ここではちょっとお伺いしたいんですけども、厚生文教常任委員会にも報告がありましたから、内容についてはわかるわけでありましてけれども、この事故は、自動車事故もそうですけれども、きちんと注意をしていれば絶対防げた事故だと思うんです。

それで、この過失割合が100%厚岸町にあるというふうになっている議案であります。

それで、現在、この学校等の草刈り等について、学校公務補でありますから、当然、学校の事情は十分承知している方が仕事に当たっているということになりますし、公務補等が仕事をする場合は、学校ではきちんと、その日、何をするかということがわかっているのではないのかなというふうに私は思うんですよね。そうした場合に、その草刈りをする、その一帯について、学校職員は当然知っていなければならないというふうに私は思うんですよ。

ところが、今回、こういう事故が起きた、その理由は何だったのか、教えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

- 教育委員会管理課長（米内山課長） このたびの事故は、本当に防ぎ得る内容のものであるというふうに私ども得ております。さきに申し上げましたとおり、不注意によるものでございます。

学校におけます作業につきましては、おおむねの作業については、当然、学校の中でも承知しているところでございますが、具体的にどの部分をいつごろやるということまでは、恐らく周知されていないというふうに惠てございます。

ただ、それは公務補側で、ここをやりますと、当然、車が付近にあるのであれば、まずその車をどけていただくということが先立ってなされるべきでありまして、そういう会議の中でも、そういう行動をとるようという指導の中で行われているものでございますから、今回、相手方に対しては、車をよけなければならないという認知はしていなかったということでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 そうすると、学校の公務補は、こういう仕事をする場合に、自分で勝手に、勝手にと言ったら変ですけども、学校の敷地がありますから、順番にやっていけばこうなっていくということを、学校管理の上から熟知をされているから、そういう順番にやってくれば、きょうはこの辺までいくとかということになっていきますよね。そういう場合、やはりそういうことを徹底することが大事ではないのかなというふうに私は思うんですよ。

例えば町の管理にある施設であっても、町の職員が直接管理をして草刈り等を行う施設と、委託をしてやる施設がありますよね。そうすると、必ず委託等については、この日、行くということになれば、それはきちんと連絡をして、保育所なんかはそういう対応をしているのではないのかなというふうに思うんですけども、学校の場合は全然そういうことをしないのか、それとも、草刈りを始めれば、大丈夫かなとか、そういうことは学校の先生方は考えないんでしょうか。自分の車は自分の財産ですよね。そういうことを学校長を含めて、そういうことに対して、おい、大丈夫かとか、そういうことというのはしないものなんですか。公務補は公務補に任せてしまったやり方をするんです

か。そのあたりはどうなのでしょう。ちょっと保育所のほうもお伺いしたいんですが。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 先ほど申し上げましたとおり、大体公務補のその日の作業については、学校のほうでは承知しているところでございますが、実際にどこの部分ということ、それから、何時にかかるといようなことは、実際に草刈りを始める公務補が一番熟知していますし、やる際に、その際の周りの周辺を確認するのが公務補の義務でございますので、そういった中で進めている内容でございます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 保育所の関係でございますけれども、職員には、当然、その日に入るといことは周知させていただきます。ただし、代替の駐車場がない場合がありますので、通常の作業においては、1人でやらないように、2人組みで、ネットといのでしょうか、それを必ず使用して草刈り作業を行うようにとお願いをいただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 やっぱり注意義務といつか、そのあたりが非常におろそかだし、それから、真龍中学校、今回の場合、1人でやったのか、あるいは他の学校に張りついている公務補等も含めて複数でやったのか、その辺、わかりませんが、ネットを使用するだとか、それから車をよけていただくだとか、そういう対応をやっぱり今後はきちんととるような、あるいは学校の業務の中でも、公務補等がその日何をやっているのかということがわかるような仕組みをつくっていただきたいと思っております。それでないと、今後、こういう事故がまた起きるのではないのかなというふうに思うんですが、よろしくお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 特に草刈りの作業に関しましては、毎年、公務補会議を行う中で、申し合わせをしております。

例えば学校の中には、公道の付近の草を刈るといようなこともございます。その際は必ず、今、保健福祉課長のほうで申し上げましたけれども、ネットなり板なりを用いる中で刈っていくと。それから、1人の公務補体制の学校につきましては、共同作業の中でそういう箇所を刈る。それから、単独で刈る場合については、周りの周辺の状況を確認した上で、もし車がある場合は、それをよけていただいた中で作業を始める、これが常に申し合わせしているところでございますが、今回、何回も申し上げますが、不注意のため、それをちょっとおろそかにしたという実態でございますので、その辺の徹底も

当然図ってまいりますし、その日の公務補のできるだけ詳細な作業日程につきましては、学校のほうに周知できるような体制づくりをもう少し進めたいというふうに考えてございます。

- 議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第78号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
特老ホーム施設長。
- 特老ホーム施設長（高橋施設長） ただいま上程いただきました議案第78号 財産の取得についての提案理由をご説明いたします。
議案書15ページをごらんください。
このたび取得しようとする財産は、在宅老人デイサービスセンターで使用する車椅子式入浴装置であります。
現在使用している既存の入浴装置は、購入後9年が経過し、近年は経年劣化により、電源ユニットや本体ドアなど、主要部分の故障が続いていることと、既に一部消耗部品の供給がされなくなっていることにより、今後も起こり得る故障にかかる修理が困難な状況になっていることから、この装置を新たに購入し、利用者の方々により安全で快適な入浴サービスの提供を図ろうとするものであります。
このたび、この財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
内容であります。1の財産の種類は、物品でございます。
2の名称及び数量は、車椅子式入浴装置一式でございます。付属品といたしまして、専用車椅子2台であります。
3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による5者により指名競争入札であります。
4の取得価格は、808万5,000円であります。
5の契約の相手方は、住所、厚岸郡厚岸町白浜4丁目2番地、会社名、株式会社旭厚家具センターでございます。

16ページをごらんいただきたいと存じます。

参考といたしまして、主な仕様と数量を記載しております。

車椅子式入浴装置は、浴槽と貯湯タンク、入浴装置本体と専用車椅子に区分されており、浴槽の材質は、本体がFRP、フレームがステンレス製となっております。

機能としては、適温準備機能により、最初にお湯をためる際に、配管内にたまった冷たい水を自動的に排水し、いつでも適温で入浴することができるようになっておりますし、温度異常を知らせる機能を有したデジタル温度表示により、温度管理も容易で、より安全性の高いものとなっております。

また、貯湯タンクはFRP製で、貯湯量が約500リットルとなっております。

専用車椅子は4段階のリクライニング機能があり、高さ調整式ヘッドレストとの調整で体格に合わせた最適な入浴姿勢を選ぶことができます。専用車椅子については、感染対策と円滑な入浴のため、2台の購入となります。

次に、納入期日でございますが、平成25年3月15日でございます。

なお、議案の購入物品の機器概要図につきましては、17ページをご参照願いたいと思います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、この浴槽を取得するに当たって、予定価格は税抜きで784万円というふうになっておりますよね、いただいた資料を見ますと。今回、予定価格の設定に当たっては、どういう方法をとったのか。見積もり合わせ等が行われていたのかどうなのか、そのあたりについてちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） 今回の予定価格の設定でございますけれども、事前に同業者、今回参加しております業者のほうから参考見積もりを徴しまして、その中で最低価格を予定価格のほうに決定させていただいております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、入札した業者からだけ参考見積もりをとったという説明ですよ、今の説明であります。だから、そのほかのA社、B社、何という会社かわかりませんが、5社によって指名競争入札が行われていますけれども、この参考見積もりは1社でいいものなのか。

そして、今回、予定価格を見ますと、784万円で、他の全ての業者はこれを大幅に超えているのです。ですから、結果的には、落札業者は見積もり価格を出した業者以外は全

部予定価格オーバーで入札をしているということになるんですよね。これでは、私、公平な入札制度と言えるのかどうなのか。やはり複数の見積もりをきちんととった上で、それが公共施設に納入する物品等としてふさわしいのかどうなのか、やはり考えなければならぬのではないのかなど。

それと、入札制度そのものが、競争入札ですから、入れた人は競争する意欲があったのかどうなのかということもうかがわれるのです。つき合い入札みたいなことがないのか、私は非常に疑問を感じるんです。今回は98.21%ですからね。予定価格をある程度知り得る人しか、入札、結果的には落札できないのではないのかというふうに考えますけれども、このあたりはどういうふうに考えていくのか、教えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） まず、訂正をしたいと思っておりますけれども、先ほど5社から見積もりを徴したという説明をしましたがけれども、町内業者以外に釧路の業者からも見積もりをとっております。その中で、一番安い価格を予定価格に決定させていただいております。1社の見積もりで決めたということではなくて、とった全ての見積書の中から一番安い価格を、今回、予定価格に設定させていただいたという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 質問3回しかできないんですよ、議会のルールとして。1回目と2回目と答弁が違うということは困るんですよ、一貫した答弁でない。ですから、そうであれば、今の説明の中で、1社の見積もりと2社の見積もりがどのくらい差があるのか。全然使えないものにならないような見積もりだったのか、そういうものも含めて説明していただかなければだめだと思うんです。やっぱり今、公共工事に対する入札等については、非常に厳しい目が光っているんですよ。そういうときに、落札率は98.21%、それ以外の業者は全部予定価格オーバーというのでは、やはりちょっと見たときに、これでいいのかなということに一般の人はなると思うんです。役場では通じて、町の中の人、ああ、そうか、よくやったなど。こういうところに抑えてくれてよかったというふうに理解する人はそういないんですよ。そのためには、やっぱり公正公平な入札だなということをお知らせするような仕組みでやっていただかなければ困ると思うんですよ。ですから、当初の見積もり等がどんなぐあいであったのか、もう少し詳しく説明してください。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） 先ほども申し上げましたとおり、予定価格につきましては、参考見積もりで徴した最低価格をもって決定しておりますけれども、その際の2番目の業者の価格でございますけれども、797万円となっております。それ以下は800

万円を超えております。

なぜこういう予定価格の設定をしたかと申しますと、今回、防衛の予算を使いまして、防衛については、特に安い値段というか、見積もり価格、予定価格が実際の入札価格と差がないような、一番安い設定で行うというような形をとっております。そういう形で、今回、参考見積もりをとらせていただいて、このような金額を設定しておりますし、今回の入札につきましては、結果的に1社が100%を切っておりますけれども、実際のメーカーが設定している値段、いわゆる希望小売価格という値段なんですけれども、浴槽本体については940万円、椅子が1台180万円ということで、かなり下がっております。これから申しまして、実際に希望小売価格がそのままイコールにはなりませんけれども、そういうことで参考見積もりを徴して、より適正な予定価格を設定したというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 今、メーカー希望とかということが出たのでお聞きしたいんですけれども、この浴槽のメーカーを決めた経緯というのはどのようになっているんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） 今回の車椅子式入浴装置の購入につきましては、施設内で備品購入検討会議を開いております。それによりまして機種を選定を行っております。機種を選定といいますか、どれが適当であるか、あるいは機種を選定して入札を行うのか、あるいは同等なものということで、2社あるいは3社を設定して行うのかということも含めまして会議を開いております。今回の機器については、2社が製造しております。1社は株式会社アマノという会社で、1社は社会医療株式会社でございます。その際に、カタログの比較はもちろんでございますけれども、年式は違ってございますけれども、実際に心和園とデイサービスのほうに両者の機械が入っております。それらも勘案しまして比較を行っております。

その結果ですけれども、まず操作性とか快適性、大きな違いはございませんけれども、今回購入するアマノの製品ですけれども、足を伸ばした状態で入浴できると、そういう部分で、利用者については非常にリラックスした形で入浴ができるということで、こちらのほうが機種のいいのかなと。足を伸ばせて入浴できることと、介護して入浴するわけですけれども、その際に、浴槽に入るときに、アマノのほうは持ち上げたりする動作が要らない。もう1社のほうは持ち上げなきゃならないと。そういう部分で、介護員の腰痛対策にもなるということで、操作性、快適性ということで、アマノがいいのかなという形で決めさせていただきました。

もう1つ、大きい部分なんですけれども、実は社会医療の製品なんですけれども、タンクが一体式になっていまして、全長が長い。今回、アマノの製品ですけれども、タンクが別になっていて、全長が短いために、今、デイサービスのお風呂に入れたときに、

もう1社のほうは出っ張ってしまって、動線がうまくいかない。入れるためには、配管の改修とか、いろいろな工事が出てきて、金額がかさんでしまうということから、今回、アマノ社の製品に決めさせていただいた経過があります。

実際に、今、デイサービスに入っている機械は社会医療の機械なんですけれども、その機械もタンク分離型で、スペースをとっておりません。今現在、社会医療の機器については、そのような機器がありませんので、それも勘案した上で機種選定をさせていただいております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 機種選定についてはわかりました。ちゃんとやられていて、しっかりと作業員のこととか、また、利用者のことも考えられていて、いいかなとは思いますが。

ただ、ちょっと1点気になるのが、前回の更新した機器というのは9年で、もう消耗品関係の供給がなくなったと。9年くらいで消耗品の供給がなくなるような、逆に言っちゃうと、会社とおつき合いでするのがどうなのかなということもやはりあると思うんですよ。そんな9年くらいで、また今度、新しいやつも、9年、10年ぐらい、もしかしたら5年ぐらいで消耗品の供給がとまってしまえば、新しいものに変えないとならないのかという、そういうようなことも心配するので、やはりそこら辺は大丈夫なんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） 今回、更新、前の機械でございますけれども、9年であちこち傷んできて、部品の供給もないということですが、この機械を買ったときに、もう既に製造開始から何年かたっていますと、買った後にすぐ生産中止になると、そこから今度部品の供給がストップしますので、同じ購入年度によっても、モデルチェンジが遅ければ、そこから長い間、部品が供給される。特に今回買ったアマノ社製のお風呂なんですけれども、特老のほうにも実際、今入ってまして、部品を、極端なことを言うと、片方が壊れたら片方のほうのほうが使えするというふうな利点もあります。実際に車椅子についても、特老のほうでも使えます。特老のほうでもし故障した場合に、デイのほうから借りて使って使うということも可能なものですから、その辺も考えて決定させていただいております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ただ、やはり今回買うものも安くないものなんですから、であれば、少なくとも、例えば9年とかじゃなくて、やはり10年間の部品保証とか、そういうものはメーカーにしっかりと、この耐用年数が何年なものなのかわかりませんが、少なくとも、今回、9年ですけれども、10年くらいは、やはり部品保証というか、そういうものをやはりしっかりとメーカーとも話し合われる必要があるんじゃないのかなというふうに思

いますので、そこら辺をぜひ考えてもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） 確かに高い買い物ですので、長く快適に使うことが大事だと思いますので、その辺につきましては業者のほうにも十分申し入れをして、対応させていただきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

8番、竹田議員。

●竹田議員 購入の際に、業者に見積もりをとることが当たり前のようになっているんですけども、よく聞くんですけども、町内業者の方に。例えばこの間も、教育関係の課長のところにも前にも行ってきたんですけども、見積もりをとるときに、毎回毎回同じ業者ということが続くと。うちら、見積もりを頼まれたことがないんだという町内業者からの指摘がありました。その辺の実態についてちょっとお伺いしたいんですけども、昨年度もありましたよね、購入。ベッドか何かだったと思うんですけども、それも結構な金額でした。そのときも、今回も、その前も、特老で何かものを買うときには、見積もりをとる業者、それはいつも決まっているのか、何社あって、いつも交代制で見積もりをとっているのか、その辺の実態を聞かせていただけますか。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） 前回、同じような特浴、そのときは出て入るお風呂だったんですけども、平成22年の9月に購入しております。

今回、どのような業者選定を行ったかということですが、町には各業者から入札の指名願いが出されております。（発言する者あり）

済みません。業者選定につきましては……（発言する者あり）

見積もりですね。済みません。見積もりをとるときに、その機器を扱える業者ということで、それで決めさせていただいております。

今回、見積もりは5社からとっております。今お話ししたとおり、この物品が納入可能な業者ということで見積もりをとっております。見積もり徴取業者でございますけれども、なるべく広くということで、可能な業者につきましては案内を出させていただいております。（発言する者あり）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時45分休憩

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） 参考見積もりを徴取段階で、我々が納入をしていただく装置の取り扱いをされているかどうかということは、事前に指名願いというものを毎年上げていただいていると。その中で、扱うことが可能だというふうに記載されている業者さんに全て参考見積もりの提出をお願いしているということでございます。

- 議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

- 竹田議員 今回、5社が入札に当たりました。参考見積もりをとる段階で、2社がその取り扱いを行えるということで、2社に見積もりをお願いしたということでいいですよ。（発言する者あり）ちょっと待ってよ、あと1回しか言えないからさ。僕はそういうふうに捉えたんです。ということは、2社に参考見積もりをとったということであれば、5社が全部取り扱いができるのであれば、5社に全部参考見積もりをとるべきというふうに、副町長の答弁であればそういうふうに受けとめるんですけども、今回見積もりをとったのは、参考見積もりは2社というふうに言ったんじゃないですか。

あと1回しかないから続けて言います。5社中、5社にとったんだったら、それはそれでいいです。問題は、取り扱えるけれども、特老のやり方としては、その課はそうであるかもしれないけれども、ほかの課によって、例えば扱えるのに、参考見積もりを承っていないという業者があるんです、事実。だから、その課によって取り扱い方が違うんですかということをもさらに質問したいんです。わかりますか。お願いします。

- 議長（音喜多議員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） まず前段のほうから説明させていただきますが、5社から参考見積もりを徴して、今回の予定価格の設定に当たったということでございますので、2社ではございません。5社全てから参考見積もりを提出していただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、物品等の購入に関しては、一応小さいといいますが、金額の低いものについては、それぞれの担当部署によって、つき合いがあったり、営業があったりということも参考にしながら、見積もり合わせという形で執行をさせていただいております。ある程度というか、大きな金額になった場合は、今回、特に災害の備蓄品、例えばストーブですとか、電池ですとか、テントですとかというのは、ある程度大型の予算で執行させていただきました。それらは全社から、厚岸町内で扱うというふうにおっしゃられている業者さんすべてから参考見積もり等を徴させていただいて、その上で執行させていただいているということになっています。基本的には、そういう大型の予算を執行しなきゃならぬというものについては、指名選考委員会というものが役場の中に組織され、

私が委員長になっていますけれども、ごめんなさい、入札委員会という組織を持って、参加していただく業者の適性さですとかを審査させていただいて、その上で執行しているという状況です。あくまでも入札参加願い等を参考にさせていただいて、そこで扱えるという物品については、特に町内で調達が可能だというようなものについては、なるべく多くの方に参加をしていただいて、その上で執行させていただくという方針であります。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 よくわかりました。大きな物件、小さな物件で、やり方が多少変わるんだろうというお話も伺いました。そのとおりだろうと思います。小さなものに余り能力をかけてもしょうがないものもありますからね。

それで、できれば、先ほど申し上げたとおり、なるべく小さな物件であれども、扱える業者がいれば、たまにしかとらないという事実もあると思います。ですから、そういった場合は、大きな物件と違った要素もあると思うんですけれども、なるべく参考見積もりというものについてはばらけてとっていただけるようにしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ものの購入に当たっては、基本的には財務規則という規則がありまして、金額が幾ら未満のものについては見積もり合わせによって執行することができるというようなことになっていますので、それらをベースに、できるだけそういう機会が広く行き渡るような配慮をしていくようにしてまいりたいと、そのように思います。

（「議事進行」の声あり）

●谷口議員 議長と、それから答弁される理事者側をお願いしたいんですけれども、我々は議会のルールを守って質疑をしようというふうに考えています。そうすると、1回目の答弁と、1回目は1社、2回目は2社、3回目になったら5社と、そういう答弁をされると、私たちは3回しか質問できないわけにありますから、もし途中でそういう答弁が間違っていれば、理事者側は当然、その段階で、違うぞということをはっきり言っていたかなければ困るし、我々は2回目を聞いて、それでいいんだなと思っているうちに、最後になると5社というのでは困るんですよ。ですから、そのあたりはきちんと理事者側も、答弁者がもし間違っていれば、きちんと違うぞということを言えるような仕組みをつくっていただきたいというふうに思うんです。そこは議長も、そのあたりについてはきちんと議事運営に当たっていただきたいなというふうに、よろしく願いしたいんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今回のこの件の答弁に関しては、首尾一貫、同じ答えをさせていただきます。お返事をさせていただきます。（発言する者あり）戻してください、どうぞ。

今、言葉がちょっと適切でない部分があったと僕は思うんです。済みませんと言ってしまったんです。（発言する者あり）ルールに従ってやりましょうよ。しゃべらせてください。ルールを求めているんですから。

最初の施設長の答弁も、私の後からの答弁も同じです。変わっておりません。（発言する者あり）

5社から参考見積もりを徴したということに関しては同じです。（発言する者あり）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時59分休憩

午後 2 時05分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第 8、議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第79号 工事請負契約の締結について、提案内容のご説明を申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を走っている国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また、石山への道路としても使われており、比較的大型車両が多く通行する道路となっております。

その道路状態は、経年劣化による路面にひび割れや轍が発生して、通行に支障を来しており、また、旧尾幌1号川に架かるホマカイも建設から40年がたち、老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、平成29年度までの事業期間として、防衛省の補助を受けて事業を実施するものであります。

今年度は、計画路線上にホマカイ橋の架けかえをするため、橋梁下部工事として橋台2基を新設するものであります。

今回の工事内容であります。1として、工事名、太田門静間道路橋梁下部工事。

2として、工事場所、厚岸町太田宏陽。

3として、契約方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、経常建設共同企業体7社の参加によるものであります。

4として、請負金額は、金1億8,763万5,000円であります。

5として、請負契約者は、萩原・新太平洋・ホクホウ経常建設共同企業体であります。

次の19ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事の概要ですが、橋梁下部工事といたしまして、起点側の橋台寸法、高さ6.00メートル、長さ6.00メートル、幅14.67メートル。基礎杭、鋼管杭、口径800ミリメートル、長さ20.50メートル、本数が21本でございます。

終点側の橋台寸法、高さ6.00メートル、長さ6.50メートル、幅11.68メートル。基礎杭、鋼管杭、口径800ミリメートル、長さ23.50メートル、本数15本の2基となっております。

また、地質調査の結果、軟弱地盤が確認されており、対策が必要となっていることから、載荷盛土2,820立方メートル、ボリュウムにして、寸法的には高さ2.90メートル、長さ71.70メートル、幅8.50メートルから13.85メートル。擁壁工として、高さ5.23メートルから5.53メートル、長さ27.69メートル、幅8.70メートル。基礎杭、鋼管杭としまして、口径800ミリメートル、長さ24.50メートル、本数25本の内容となっております。

2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日から、完成は平成25年8月30日までとするものです。

3、位置図、平面図、橋梁一般図は別紙資料のとおりです。

次に、20ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央の丸で囲った部分、太田地区と門静地区を結ぶ太田門静間道路の中間となります。

21ページをお開き願います。

もう少し具体的に今回の施工内容を図面にて説明いたします。

図面上部の①工事平面図をごらんください。図面向かって左側を門静地区、右側を太田地区として配置図を書いております。

①の工事平面図と書いたすぐ下に、右下がりに川を示してありまして、左手を上流、下を下流として、旧尾幌1号川が流れております。工事起点は、図面左側の門静地区側としまして、太田地区側を終点として計画しております。現在の道路は、図面下に一度

蛇行して、現在の既設のホマカイ橋を渡って太田方面に大きく右へ曲がる路線となっておりますのに対して、計画路線は、その上部に点線で示したとおり、急な曲がりを経和する計画といたしました。

今回の工事目的であるホマカイ橋は、現在の位置より図面上部、旧尾幌1号川の上流に示した位置でございまして、図面向かって左側を③というふうに表示していますが、橋台のA-1というふうにしております。その右側に④というふうに表示して、橋台A-2としております。

新設されるホマカイ橋を横から断面的に見たものが、その図面の下のほうに示している、②橋梁一般図というふうに書いていますけれども、これが橋台③、橋台④を横から見た断面でございまして。

橋の長さは47.20メートル、そのうち桁の長さは46.90メートルで、上部を支える長さ、支間というべきところは45.80メートルとなっております。また、軟弱層が約20メートル続くことから、支持杭、鋼管杭を打ち込むことにより、荷重を支持する構造としております。

図面の左下、③に橋台平面図ということで示してありますが、これは橋台の1つ目、③のA-1で、平面的に拡大して示してあります。大きさ的には、長さ6メートル、幅が14.67メートルで、杭が21本打たされるということです。

それから、右下の④に橋台平面図、A-2ということで、右側の橋台の平面を大きく示してあります。これは長さが6.5メートルで、幅が11.68メートルで、杭を15本打つという表示で示してあります。

また、今回の工事には含まれておりませんが、参考として、上部の橋全体の姿予想を図面の右側、⑤に、上部断面、参考というふうに表示しています。橋の形がこういうふうに乗っかるという、これは今回の工事には入っていませんけれども、将来的にはこうなるという図でございまして。

新設するホマカイ橋の前後には、沈下が進んでいる軟弱地盤層が確認されておりますので、その対策として、起点側には土の重量をかけて沈下を促進させ、安定した状態をつくるため、図面左側の⑥のように、現地盤に土を盛り上げる形となります。沈下が安定するまでは約1年の期間がかかる計算となっておりますし、施工後、観測調査を続けてまいりたいと思います。平面図上では、この載荷盛土と、ホマカイ橋の橋台③との間に間が開いていますが、この部分は、右側に示している擁壁と同様の施工を、次年度以降、施工する予定でございまして。それはなぜかといいますと、載荷盛土の影響を、今回、擁壁をつくってしまうと、影響を受けるため、今回はそこは除いております。含めておりません。橋梁接続の際に施工する予定でございまして。

それから、④の橋台A-2の右側の軟弱地盤層の対策として、ここに擁壁工と書いてありますけれども、現道とこれは接続するという状態になっております。擁壁工は、道路の支持と、接続される道路と橋の接続箇所の段差解消を目的として、ここに擁壁工として、がっちりしたものを橋との接合部につくるということでございまして。将来的には、今回、右側をやりますけれども、さらに現道まで擁壁工として延長する形になります。それから、左側のほうの③の横にも擁壁工が将来的に設置されるという内容でございまして。

この擁壁工の断面を、右、一番下の⑦の擁壁断面図ということで、ここにも杭を打って、地盤を安定させるという構造を示しております。

なお、別途お手元に参考資料としまして、11月28日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 何点かお聞きします。

今回、3社の経常建設共同企業体ということで、まずお聞きしたいのが、出資割合を教えてください。

それと、この代表者となっている会社、確か開発局の談合で指名停止処分というものを受けた会社でなかったかなというふうに思うんですけれども、もし勘違いでしたら大変申しわけなく思うんですけれども、そうじゃなかったのかなといったときに、厚岸町でも恐らく指名停止処分というものをされていると思うんですけれども、それが解除になったのがいつなのか。また、解除になってから、例えばこの代表者の会社というのが、北海道なり開発局なりの仕事をどこかかしかやった実績というものがあるのか、それともなくて、今回が明け後、初めての工事として厚岸町で参加するようになったのが2点目。

それと、工事概要のほうなんですけれども、河川の工事ということで、河床や法面とかもちよすと思うんですけれども、濁水対策はどのようになっているのか。汚濁水、濁り水はどのようになっているのか。工事の施工時期が実際にいつぐらいになるのかわかりませんが、当然、泥水等がたくさん出てしまえば、川及びその下の湖内にも影響が出るので、教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 一番最初のご質問で、3社の共同企業体ということで、出資割合は幾らだということで、入札が終わりまして、金額が決まっております。まだ出資割合につきましては、私どものほうには来ておりません。ただ、共同企業体の運用基準の中で、全ての構成員の出資比率が原則として均等割の10分の6以上という定めがございますので、今回、3社ですから、2割以上という構成率になって出てくるということでございます。

それと、指名停止のことでありますが、質問者おっしゃるとおり、そういったことで指名停止になった業者でございます。解除につきましては24年の3月21日。平成23年11月22日から平成24年3月21日までということで、厚岸町としましても、入札委員会におきまして、指名停止の措置をとらせていただいております。

それから、3点目ですけれども、ほかにとられている状況があるかということですが

れども、私どももそういった状況を受けまして、指名停止解除は3月22日からしておりますけれども、ほかの物件等々、受注しているということは確認しております。

それから、濁水のことにつきましては、ちょっと済みません、時間をいただきます。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時23分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。

建設課長。

- 建設課長（高谷課長） 大変申しわけありません。一番最後の4点目の濁り対策ですけれども、当然、水かえを行いながら橋台をつくっていかなくやなりません。その沈砂するものを置きまして、そこできれいにしたものをまた放流するという対策で考えております。

それから、一番最初の3社の出資割合はどうなっていますかということで、これから議決後、締結に向かっていくんですが、その時点で構成員の出資割合が出てきます。

- 議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

- 堀議員 わかりました。

ただ、やはり直近で、指名停止明け後なんで、そこが代表者となったときに、2分の1以上の出資割合にもなる3社ですか、2分の1じゃないね、何ぼとあるんですけれども、代表者となる中で、私、ちょっと心配になったものですから、お聞きしました。

工事については、やはりどうしてもやらなければならない工事の中では、川もちょさなければならない。先ほども言われたとおりに、汚れた水が出てしまって湖内のほうに影響が及ばないように、十分な配慮というものをしっかりとさせていただきたいというふうをお願いして、私は終わりたいと思います。

- 議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 今説明を聞いていますと、図面でちょっと質問したいんですけれども、②の橋梁一般図というのがありまして、③橋台A-1、それから④橋台A-2、そして⑦は擁壁工と。③の横にも⑦の擁壁工をつくるというような説明であったというふうに思うんですけれども、④、⑦は、図面で言いますと、山側というか、太田側ですよ。そして、③のほうは門静側というふうに考えていいのではないのかなと。

それで、鋼管杭を見ますと、③の橋台A-1、それから④の橋台A-2、あるいは⑦

の擁壁工、この鋼管杭の長さの問題なんですけれども、門静側は20.5メートルが21本、それから、④のほうは23.50メートル、そして擁壁工は25.40メートルというふうに、杭の長さが、素人的に考えれば、石山に近いというか、そちらのほう在地盤的に、そうはならないか、素人的に考えれば、地盤はいいのではないのかなと。あるいは、川の縁のほうに建てるものは余りよくないのではないのかなというふうに考えるんですけれども、今回の鋼管杭というのは、岩盤まで到達するものではないのか、それとも途中で、よくダムなんかで使っているように、重量で支えるというか、ふらふらしないというか、そういうためにこの鋼管杭を打つのか。鋼管杭の持っている意味というか、これはどういうものなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えします。

③の橋台と④の橋台の杭の長さが違うと。これは実質、その場所でボーリング調査、地質調査をした結果でございます。ですから、長さが違うということは、そこで支持を打ち込んで、硬い地盤まで打ち込むという工法でございます。地質調査の結果、長さがそれぞれ違ってきたと。たまたま石山のほうに近い、近くないという、見た目はそういうふうを感じるかもわかりませんが、実際的にその場所で地質調査、ボーリングをした結果で、その深さまで必要ということで、長さが決められております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今までもこういう鋼管杭を打つ工事というのは、事前のボーリングと、実際に打ち込んだときに違うということはたびたびありますよね。それで、今回もそういうことは予想されるのか、あるいは、これでぴったりいくというふうに考えていいのか、そのあたりはどうなんですか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ボーリングも、この杭を打つ本数をボーリングできれば、確かにそのままずばりでいくんですが、何しろ土の中の話なので、私ももぐっておりません。それで、やはり試験杭を打って深さを確かめるということになります。ですから、結果的には、実際、今、ボーリングした時点ではぴったりのはずですがけれども、横に逃げて、次の杭を打つときに、当然、長さが変わってくる可能性はあります。そういった意味で、その場合には杭の長さの変更というものが伴います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第80号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（曾田課長） ただいま上程いただきました議案第80号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

改正しようとする厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、地方公務員法第24条第6項職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるとの規定に基づき、厚岸町の職員の勤務時間、週休日、休暇などについて必要な事項を定めている条例であります。

このたびの改正条例は、職員の年次有給休暇と組合休暇について、1月から12月までの暦年管理から、原則4月から翌年3月までの年度を周期として行っている職員の採用、退職、定期人事異動とあわせた年度管理に改めようとするものであり、この改正によって、人事管理上の整合を図り、あわせて年次有給休暇の合理的な付与と年次有給休暇の取得状況の把握、休暇後の管理などに関する事務の効率化を図ろうとするものであります。

議案書22ページをごらん願います。

条文の改正内容であります。

第13条については、第1項中「1の年」を「1の年度」に、「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に、同条第2項各号列記以外の部分中「その年」を「その年度」に、同条同項第1号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、同条第3項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」にそれぞれ改めるものであります。

第17条については、第3項中「1の暦年」を「1の年度」に改めるものであります。

また、資料として、この条例の新旧対照表をお手元に配付しておりますので、参考に供していただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げました第13条第2項第1号の法律の題名の改正については、既に平成15年法律第119号で法律の題名が改正され、この法律の附則における施行期日によ

り、平成15年法律第118号地方独立法人法の施行の日と同日の平成15年7月16日から施行されております。

この法律改正が題名のみであったとはいえ、本来、法律が施行された後、速やかに条例の改正を行うべきところ、この改正を承知することなく、これまで放置していたことをおわび申し上げます。

続きまして、この条例の附則についてご説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、平成25年1月1日から施行することとしております。

附則第2項は、このたびの年次有給休暇の改正に伴う経過措置であります。

年次有給休暇の管理を年度に改めることにより、当該休暇に関し、職員が不利益を被らないよう、この条例の施行の日、1月1日前から引き続き在職する職員には、この条例による改正後の厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項の規定、いわゆる年度管理において与えられる年次有給休暇の規定にかかわらず、引き続き在職する職員が有している改正前の厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項の規定、いわゆる暦年管理において与えられた20日を限度とする平成24年分の年次有給休暇の残日数に5日を加えた日数を平成25年1月から3月までの3カ月間、平成24年度分の年次有給休暇として与えることとしております。

簡単に申し上げますと、1の年度は4月1日から始まりますから、平成25年1月1日から3月31日までの3カ月間は、職員に年次有給休暇が与えられないこととなります。しかし、それでは職員が不利益を被るため、平成24年の年次有給休暇の残日数を20日を限度に繰り越した上、これに25年1月から3月までの5日分を加えた年次有給休暇を与えるというものであります。

したがって、平成24年の残日数が20日以上残っている職員の場合、20日を限度としますので、その20日に5日を加えた25日の年次有給休暇が与えられることとなります。

また、4月1日の時点では、20日を限度とする残日数に25年度分として与えられる20日を加えた40日が年次有給休暇となります。

なお、この5日の根拠につきましては、年次有給休暇の日数が年20日でありますから、この20日に12カ月分の3カ月を乗じて得た日数であります。

附則第3項は、この条例の施行の日前から在職する職員の年次有給休暇の日数については、規則で定める日数を超えない範囲内の日数とすることを規定しております。

また、この規則で定める日数については、20日を限度として規定しようとするものであります。

なお、この職員の年次有給休暇と組合休暇の変更については、職員組合に対し、申し入れを行った上、合意する旨の回答を得ておりますので、ご理解願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員）　ちょっと休憩します。

午後2時37分休憩

午後 2 時38分再開

●副議長（佐藤議員） 再開いたします。

これより、質疑を行います。

6 番、堀議員。

●堀議員 最後に職員組合との合意ができているというふうに言われたんですけども、厚岸町内、全職員中、今現在、職員組合に入っている職員というのは何人、何割いるんでしょうか。

●副議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 2 時38分休憩

午後 2 時40分再開

●副議長（佐藤議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（曾田課長） 対象職員が現在275人、正職員並びに嘱託職員を足した数です。それに対して、組合員は現在103人、%とすると組織率は37.45%になります。

●副議長（佐藤議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 そうすると、37.45%の職員組合とはこれは同意している、協議が済んでいると。残りの62.55%についてはどのようなことをやられているんでしょうか。

●副議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） 現在、まだ周知はしておりません。ただし、これは組合側から、まだ組織率の高かった組合から、暦年管理から年度管理にしていってほしいという要望が2002年にあった内容であります。10年越しにこの条例の改正を行ったということで、他の職員につきましても、逆に言うと、人事管理上、通常は、説明でも申し上げましたとおり、年度管理が今、基本となっております。休暇もこれにあわせたほうが、休暇を取得する側としても管理する側としても、これが整合が図られることによって、今以上にわかりやすい休暇制度になるのではないかというふうに判断をしております。

●副議長（佐藤議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 その点についてはわかるんですよ。ただ、協議の相手方が37.45%しかない職員組合だけじゃなく、やはり事前に他の職員も含めて十分な周知というものをあらかじめしておいてほしいなど。これだけの組織率しかないんですから。5割を超えているとかというのであれば、まだ私も話はわかるところもあるとは思いますが、そうじゃないんですから、やはりしっかりとほかの職員方にも事前に、やはりこういうものがあるんだという中では、しっかりとやっていってほしいと思います。

●副議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） 特に職員の権利の部分に関しては、事前に職員のほうに説明するなり、または決定後であっても、必ず職員に周知できるように進めていきたいというふうに考えております。

●副議長（佐藤議員） よろしいですか。
他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●副議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●副議長（佐藤議員） 日程第10、議案第81号 厚岸町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
教育委員会体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） ただいま上程いただきました議案第81号 厚岸町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

上尾幌地区体育館は、上尾幌小学校が中学校との併置校となる際に、当該地域から小学校の体育館を地域のスポーツ施設として利用させてほしいとの要望があり、地区体育館として存続させ、今日に至っております。

開設後は、バレーボールやバドミントンなどのスポーツが行われ、多いときには年間810人ほどの利用がありましたが、ここ数年はスポーツでの利用はなく、パークゴルフ利用

者の休憩場所としての利用のみとなっております。

このため、上尾幌体育館は老朽化が進み、耐震性の保証がないことから、その廃止について、地元上尾幌自治会や地元パークゴルフ愛好会と協議を進めてきました。

その結果、上尾幌自治会からは9月1日に、パークゴルフ愛好会からは9月25日に、廃止することに同意を得たことから、今般、上尾幌地区体育館を廃止するため、厚岸町地区体育館条例の一部改正を行おうとするものであります。

別に配付の新規対照表より説明申し上げます。

第2条において、名称及び位置を規定しておりますが、表の上尾幌地区体育館の項を削り、地区体育館を片無去体育館のみとする改正であります。

議案書24ページをお開きください。

附則であります。この条例は、交付の日から施行するものであります。

なお、上尾幌地区体育館を地区体育館から廃止することについては、平成24年11月29日開催の厚岸町スポーツ推進審議会に諮り、了承をいただいているところでありますし、上尾幌地区体育館廃止後のパークゴルフ場利用者の休憩用施設としては、新年度においてプレハブ施設の設置などで対応していきたいと考えておりますし、地元パークゴルフ愛好会の同意を得ているところであります。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●副議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
12番、室崎議員。

●室崎議員 この前、厚文の所管事務調査のときに現場を見せていただきました。相当に老朽化が著しいということもよくわかりますし、地元としても、これでは使いようがないというのもよくわかります。

それで、逆に今度、今、仕切って使わないようにするというのはわかりますけれども、そのまま置いておくと、使わない施設というのはどんどん傷みますよね。それで、逆に今度危険度が出てくる、危険度というような問題に入っていく可能性がある。この、要するに使用しなくなった後の解体というようなものについてはどのように考えているか。今すぐ解体する、しないの問題ではなくて、将来の方向、それをお聞かせください。

●副議長（佐藤議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 私たちとしても、老朽化が進んでおりますので、すぐに解体をしたいというふうに考えておりますが、解体について業者見積もりをとったところ、上の解体だけで800万円、そして150直径の丸太、5.4メートルの杭が114本入っております。これを抜くのに600万円、合わせて1,400万円かかるという見積もりが出ておりますので、とても今の財政状況では無理かなと。そういう面では、ある程度管理、維持をかけながら、いつ解体できるかわかりませんが、そういう形で管理をしていきたい

というふうと考えております。

●副議長（佐藤議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 言うまでもないことですが、とても今お聞きしたような状況では、すぐ解体できるようなものではない、先立つものがないというのはよくわかりました。

ただ、建物が傷んでくると、建物本体の骨組みが残っても、それに付随するものが落下したり、いろいろな形の危険性が出てきますので、そのあたりについては十分な注意をして進めていただきたいと、言うまでもないことですが、よろしくお願ひしたい。

●副議長（佐藤議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 当然、屋根が飛んだり、そういったことによって付近の地域の皆さんに迷惑がかからないように、十分対応していきたいというふうと考えております。

●副議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●副議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●副議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 2 時49分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第11、議案第66号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算、議案第67号 平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第68号 平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第69号 平成24年度厚岸町下水道事業特別

会計補正予算、議案第70号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第71号 平成24年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第72号 平成24年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第73号 平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第74号 平成24年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第75号 平成24年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第66号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第73号 平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

平成24年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,316万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,288万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから4ページまで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では11款15項、歳出では12款31項にわたって、それぞれ2億5,316万3,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

11ページをお開き願います。

歳入でございます。

9款1項1目、国有提供施設等所在市町村交付金、1節自衛隊基地交付金、134万5,000円の減。交付決定による減でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、164万6,000円の増。各保育所入所児童数の増減による補正額の調整であります。

3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金、1,672万9,000円の増。道営草地整備改良事業負担金として、道営厚岸東部地区草地整備事業分が422万9,000円の増。道営尾幌第2地区草地整備事業分が1,250万円の増。それぞれ事業費の増による増額でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節児童福祉使用料、27万8,000円。太田僻地保育所使用料、入所児童数の増による収納見込額の増でございます。

4目農林水産業使用料、1節農業使用料、50万7,000円の減。農業水道使用料、別寒辺牛川地区の使用水量の見込み減によるものでございます。

5目1節商工使用料、1万1,000円の増。子野日公園及び愛冠野営場の使用料確定に伴うものであります。

7目教育使用料、4節保健体育使用料、2万4,000円の増。上尾幌学びやま公園使用料

の計上であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、249万円の減。障害者自立支援給付費負担金、給付の見込み減によるものであります。2節児童福祉費負担金、164万5,000円の増。児童手当の支給見込み児童の変動及び負担割合の確定による増であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節特定防衛施設整備事業補助金、20万円の減。特定防衛施設周辺整備調整交付金財産管理、財産管理消防設備執行減に伴うものであります。なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、2次交付分の配分が7,022万7,000円と決定したことにより、総額2億7,344万4,000円となりました。今回の補正では、これまでの計上額との差額、3,100万3,000円を計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、5万9,000円の減。社会資本整備総合交付金、老人福祉特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム心和園、耐震診断事業の執行減によるものでございます。2節児童福祉費補助金、218万4,000円の増。次世代育成対策交付金370万円の減。補助事業名称変更に伴う組みかえ減でございます。子育て支援交付金588万4,000円の増。次世代育成対策交付金からの組みかえ分に、追加交付となるのは僻地保育事業など218万4,000円であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、92万1,000円の減。社会資本整備総合交付金、健康づくり充当事業の患者輸送バス整備事業の執行減によるものでございます。3節防衛施設周辺整備事業補助金、140万円の減。特定防衛施設周辺整備調整交付金充当事業の堆肥異物除去設備整備事業の執行減によるものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、2節林業費補助金、36万8,000円の減。美しい森林づくり基盤整備交付金充当事業の造林事業の執行減によるものでございます。4節防衛施設周辺整備事業補助金、244万7,000円の減。矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業補助金、220万円の減。同じく施設整備事業補助金、24万7,000円の減。充当事業の執行見込み減によるものでございます。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、32万5,000円の減。社会資本整備総合交付金につきまして、充当事業である桜通り整備事業の執行減によるものであります。6節防衛施設周辺整備事業補助金、3,400万3,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金、道路橋梁維持、40万円減は、充当事業である奔渡町湖岸道路ほか整備事業分の執行減によるものであります。道路新設改良分30万円減は、トライベツ道路防雪柵整備事業の執行減によるものであります。河川総務分、3,470万3,000円増は、汐見川改修事業分、2,350万3,000円、汐見川護岸改修事業分、1,120万円を、充当事業費の追加補正にあわせ計上するものでございます。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金、70万円の減。充当事業の地震・津波防災対策の執行減によるものでございます。

8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金、10万円の減。充当事業のスクールバス整備事業の執行減によるものでございます。

3項委託金、4目土木費委託金、1節河川費委託金、221万4,000円の増。国からの委託金の配分増でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金、124万5,000

円の減。障害者自立支援給付費負担金、給付の見込み減によるものであります。2節児童福祉費負担金、18万7,000円の減。児童手当の支給対象児童の変動及び負担割合の確定による減であります。

13ページ。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、5万7,000円。子供発達支援センター事業補助金の減であります。

4目農林水産業費道補助金、3節林業費補助金、355万1,000円の増。未来につなぐ森づくり推進事業補助金35万3,000円の増。対象森林面積及び補助対象経費の増によるものであります。造林事業補助金、319万8,000円の増。計上事業への補助予定額の増、89万8,000円、追加事業分の補助予定額、230万円の計上でございます。4節林業費交付金、245万1,000円の下水道。森林整備地域活動支援交付金、対象森林面積及び交付金単価の減によるものであります。5節林業費補助金、1万1,000円の減。環境生態系保全活動支援事業補助金の下水道であります。

3項委託金、1目総務費委託金、3節戸籍住民登録費委託金、4万6,000円の増。旅券事務委託金の増であります。以下、選挙費委託金以外は、北海道の権限委譲事務の委託金決定に伴う補正計上であります。4節選挙費委託金、165万5,000円の減。海区漁業調整委員会委員選挙費委託金。去る8月2日執行の釧路・十勝海区漁業調整委員会委員選挙が無投票だったことによる減でございます。

3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金2,000円の増。浄化槽届け出事務委託金であります。

4目農林水産業費委託金、2節林業費委託金、16万2,000円の増。有害鳥獣捕獲許可等事務委託金であります。3節水産業費委託金、8万7,000円の増。漁港利用料徴収委託金であります。

5目1節商工費委託金、6,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目1節生産物売払収入、293万5,000円の増。カキ種苗売払代、売り払い実績による35万4,000円の増。餌料藻類売払代、販売見込みによる258万1,000円の増であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金、13万円の増。栃木県、宗石亨様、10万円、埼玉県、東海林孝文様、3万円でございます。

8目1節消防費寄附金、厚岸町女性団体連絡協議会様でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目1節減債基金繰入金、3,970万円の増。歳出計上の高金利長期債の繰り上げ償還の財源としての計上でございます。内容につきましては、歳出で申し上げます。

4目1節まちおこし基金繰入金50万円の減。まちおこし補助金100万円のうち、50万円がいきいきふるさと推進事業助成金の対象となったことによる減額であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1億4,841万5,000円の増。補正財源調整のための計上でございます。これにより、平成23年度からの繰越金の残額は6,355万7,000円で、年度末まで、大雪による除雪経費の増及び施設や設備の突発的な修繕費など、追加計上の財源として留保するものでございます。

21款諸収入、6項3目3節雑入、273万3,000円の増。新規計上の総合健診等事後指導

支援助成金、20万円、厚岸情報ネットワーク損害賠償金、21万4,000円、保健師等研修実習料、3万円、釧路産炭地域総合発展機構助成金、ふるさとフェア村山厚岸物産展への助成、30万円、総合賠償補償保険金、中学校損害賠償、21万9,000円、町有建物災害共済金、民生施設災害復旧、30万2,000円のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

15ページ。

22款1項町債、3目衛生債、1節保健衛生債、60万円の減。

4目農林水産業債、2節林業債、1,170万円の減。前年度に交付された震災復興特別交付税が、本年度に整備される森林環境保全事業の町負担分への前倒し交付とされていたことから、その調整分を減額するものでございます。3節水産業債、120万円の増。本補正で計上する、道営事業で行う床潭漁港の水産物供給基盤機能保全事業の町負担金に充当する過疎債でございます。

6目土木債、2節道路橋梁債、30万円の増。

7目1節消防債、30万円の減。

10目1節臨時財政対策債、2,470万円の増。発行可能額の決定に伴う計上でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

17ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目議会費、32万3,000円の減。議会運営、33万円の減のほか、執行見込みに伴う増減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、56万8,000円の増。19ページにわたりますが、文書法制6万6,000円は、議会費計上の議員控え室の加除式書籍を取りやめ、職員も使用可能なインターネット電子版へ切りかえ、一般管理費に計上するものでございます。庁舎町民広場115万5,000円の増。主に庁舎暖房用重油、電気料の増。庁舎夜間警備業務委託料は、非常勤職員が病気休暇中の約1カ月間のうち、13日分の夜間警備を委託する予算であります。役場庁舎整備事業、町民広場整備事業は、執行減であります。そのほか、説明欄記載のとおりであります。

3目職員厚生費、95万8,000円の増。21ページにわたり、主な職員健康管理研修実施委託料34万7,000円、職員研修、58万2,000円。研修受講者の増に伴うものであります。

4目情報化推進費、186万円の増。主に厚岸情報ネットワーク49万7,000円の増、電気料の見込み増であります。厚岸情報ネットワーク設備整備事業、133万3,000円の増。北電柱、NTT柱の建てかえに伴う光ケーブルの移転架線整備費など委託であります。

5目交通安全防犯費、3万2,000円の減。

23ページ。

6目行政管理費、1万3,000円の増。

7目文書広報費、2,000円の増。

8目財政管理費、11万2,000円の減。

10目企画費、4,000円の増。

11目財産管理費、11万7,000円の減。25ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

12目車両管理費、141万3,000円の増。主に公用車のタイヤ購入費、修繕料の増でござ

います。

2 項徴税費、1 目賦課納税費、129万7,000円の増。主に町民税課税、29万3,000円、臨時職員賃金の増、徴税収納、徴税収入払戻金、100万円の増であります。

27ページ。

3 項1 目戸籍住民登録費、1 万8,000円の増。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、12万7,000円の減。それぞれ説明欄記載の通りであります。

8 目海区漁業調整委員会選挙費、165万5,000円の減。同選挙が無投票だったことによる減でございます。

25ページ。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、補正額ゼロ。

6 項1 目監査委員費、8 万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、447万2,000円の減。31ページにわたり、主に福祉灯油10万8,000円の増。灯油単価アップ分であります。保健福祉総合センター、健康広場、23万7,000円の増。施設の燃料費、修繕料の増であります。国民健康保険特別会計繰入金、480万3,000円の減であります。

2 目心身障害者福祉費、525万8,000円の減。33ページにわたり、主に障害者介護訓練等給付、498万円の減、上半期の給付実績に基づく各給付見込額の増減のほか、説明欄記載のとおりであります。

4 目老人福祉費、877万3,000円の増。35ページにわたり、主に介護予防、生活支援、高齢者福祉、46万9,000円の増、生活管理指導員派遣委託料の29万1,000円は、利用者の増によるものでございます。介護保険特別会計繰出金、442万3,000円の減。介護サービス事業特別会計繰出金、1,365万9,000円の増のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5 目後期高齢者医療費、681万円の増。後期高齢者医療一般、739万6,000円の増、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、前年度の医療給付費負担金の精算増であります。後期高齢者医療特別会計繰出金、58万6,000円の減であります。

7 目自治振興費、985万9,000円の増。主に、37ページ、地方バス路線維持対策、985万3,000円の増、地方バス路線助成として、釧路バスが運行する生活交通線国庫補助対象事業である霧多布線系統1 分が580万増の788万1,000円、町単独路線の床潭線が9,000円増の409万7,000円、新たに収支不足対象となった国庫補助対象外の霧多布線系統2 分が、関係する浜中町と不足分を折半し、404万4,000円となり、合わせて1,602万2,000円で、各路線運行を維持するための町補助金の増額であります。

8 目社会福祉施設費、21万1,000円の増。主にコミュニティセンター燃料費、13万7,000円増のほか、説明欄記載のとおりであります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、2 万7,000円の増。39ページにわたり、説明欄記載のとおりであります。

2 目児童措置費、127万円の増。児童手当の見込み増であります。

4 目児童福祉施設費、77万3,000円の増。主に保育所一般、広域入所委託料、64万2,000円の増。入所児童数の増によるものでございます。このほか、41ページにわたり、説明

欄記載のとおりであります。

5目児童館運営費、6万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費、113万9,000円の減。43ページにわたり、エキノコックス症対策、35万9,000円の増。検査委託料が検診受診者の増によるものでございます。患者輸送バス整備事業、141万7,000円の減。入札執行による減であります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

4目水道費、34万6,000円の増。水道事業会計負担金、47万4,000円、新規計上。人事異動により、水道事業会計に児童手当支給職員が配置となったことから、一般会計が負担するものでございます。簡易水道事業特別会計繰出金、12万8,000円の減。

5目病院費、6,500万円の増。病院事業会計への補助金の計上であります。補正後総額は4億3,984万4,000円となるものであります。

2項環境政策費、1目環境対策費、環境対策一般、財源内訳補正でございます。

3目廃棄物対策費、456万円の減。堆肥異物除去設備整備事業、入札執行に伴う減であります。

45ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費、244万7,000円の減。それぞれ補助事業費確定に伴う減であります。

5目農地費、1,595万1,000円の増。町営牧場管理用機械整備事業、77万9,000円の減。入札執行に伴う減であります。道営厚岸東部地区草地整備事業、423万円の増。受益者である酪農家の要望により、事業費が増となったものであります。道営尾幌第2地区草地整備事業、1,250万円の増。10月26日、政府によって平成24年度経済危機対応地域活性化予算予備費が閣議決定され、同地区への配分が5,000万円増となり、その酪農家負担分12.5%分の計上でございます。なお、事業発注は来年3月に予定され、完成は25年度となることから、繰越明許費の設定もあわせて行おうとするものでございます。

ただいま農家負担を12.5%と申し上げましたが、25.0%分の計上でございます。

次に、6目牧野管理費、153万6,000円の増。町営牧場、主に作業用機械修繕料の増でございます。

47ページ。

7目農業施設費、7,000万円の増。農業農村活性化施設、説明欄記載のとおりであります。

8目農業水道費、9万2,000円の増。各事務事業、説明欄記載のとおりであります。

9目堆肥センター費、179万9,000円の増。堆肥センター施設及び作業用機械修繕料の増でございます。

2項林業費、1目林業総務費、22万5,000円の増。

49ページ。有害鳥獣駆除奨励、野生鳥獣被害対策協議会負担金の増であります。同協議会が実施する湖南市街地のエゾシカ駆除頭数を、当初150頭から50頭分を増とするものでございます。

2目林業振興費、269万3,000円の減。森林整備地域活動支援交付金事業、326万8,000円の減。対象森林面積及び交付金単価の減によるものであります。民有林振興対策事業、57万5,000円の増。対象森林面積及び国の標準単価改定による補助対象経費の増によるもの

でございます。

3目造林事業費、490万4,000円の増。造林事業の増であります。歳入でもご説明いたしましたが、前年度に交付された震災復興特別交付税が、本年度に整備される森林環境保全事業の町負担相当分として1,355万7,000円が前倒し交付されたことから、当初計上分との差額を補正計上するものでございます。

5目特用林産振興費、4万1,000円の増。

3項水産業費、1目水産業総務費、5万4,000円の増。説明欄記載のとおりであります。主に水産業一般、厚岸漁業協同組合が実施する消費地流通意向調査事業への補助金、10万円の計上でございます。

51ページ。

2目水産振興費、1万1,000円の減。

3目漁港管理費、漁港施設財源内訳補正でございます。

4目漁港建設費、121万4,000円の増。水産物供給基盤機能保全事業、新規計上であります。本年5月、床潭漁港のマイナス2.5メートルもの揚げ場に陥没箇所が発見され、来年度までの2カ年で道営事業として改修されることが決定いたしました。本年度は調査設計事業が執行され、そのうち係留施設分の道費負担分の3分の1が町負担となり、補正計上するものでございます。

5目養殖事業費、143万9,000円の減。カキ種苗センター、174万2,000円の減。臨時職員の採用、1人見送りによる減。施設の燃料費、光熱水費が、餌料藻類の増産、種苗生産期間の延長などにより、増となるものであります。カキ種苗生産、20万9,000円の増。餌料藻類の販売増に伴う経費の計上でございます。

53ページ。水産増養殖調査研究、9万4,000円の増。施設用備品の購入であります。

6目水産施設費、1万2,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

6款1項商工費、1目商工総務費、6万1,000円の減。説明欄記載のとおりであります。

2目商工振興費、増減なし。財源内訳補正であります。

4,773万8,000円の増。32ページ。中小企業振興計画策定26万2,000円の減、契約委託に

3目食文化振興、729万7,000円の増。55ページにわたり、主に厚岸味覚ターミナル整備事業、732万6,000円の増。厚岸味覚ターミナルの施設電気系統を監視制御するシステムが故障し、部品取りかえなどの軽微な修理では復旧しないことが判明したため、システム全体の取りかえ工事費の計上であります。

4目観光振興費、増減なし。財源内訳補正であります。

5目観光施設費、4万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行に伴う調整計上であります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、3,000円の減。

57ページ。

2目土木車両管理費、25万6,000円の増。

3目土木用地費、16万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行に伴う増減であります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、40万9,000円の増。道路橋梁管理101万8,000円の増。降雪前に執行する道路補修費の追加計上であります。道路照明管理、119万6,000

円の増。光熱水費、電気料の見込み増に伴う計上であります。

59ページ。二つの事業は、入札執行に伴う減でございます。

2目道路新設改良費、182万3,000円の減。63ページにわたり、8つの事業について、説明欄記載のとおり、執行見込み減及び事業費内組みかえでございます。

3目除雪対策費、8,102万7,000円の増。除雪対策、補正後額を1億42万6,000円とし、除雪委託料につきましては、除雪出動にかかわりなく、契約期間に必要となる除雪機械の維持確保の費用及び除雪車作業員の確保のための賃金補償分を委託契約の基本料として約2,000万円を盛り込んだことにより、例年の12月補正後の除雪対策費よりも約2,000万円増となっております。なお、これでおおむね7回から8回の除雪出動に要する予算計上となります。

3項河川費、1目河川総務費、4,135万6,000円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、23国債、311万7,000円の減。事業完了に伴う減であります。

65ページ。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、312万1,000円の増。前述の23国債分の執行残を次期の土砂流出対策工事のための実施設計委託料の計上でございます。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、24国債、221万5,000円の増。別寒辺牛川水系河川調査委託料の追加計上でございます。汐見川改修事業、2,638万6,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、有明地区排水路の整備工事費の追加計上でございます。汐見川護岸改修事業、1,247万2,000円の増。同じく特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、翔洋高校前の河川工事と接する町道の改良舗装する工事費の追加計上でございます。

67ページ。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、1,000円の減。

3目下水道費、121万9,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5項公園費、1目公園管理費、14万3,000円の増。

6項住宅費、2目住宅管理費、28万9,000円の増。69ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

8款1項消防費、1目常備消防費、356万円の減。釧路東部消防組合負担金、前年度繰越金などの歳入増及び歳出の執行見込み減による負担金の減でございます。

2目災害対策費、57万4,000円の減。主に地震・津波防災対策、111万3,000円の減。防災用備品購入費の入札執行に伴う減のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

71ページ。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18万5,000円の増。主に訴訟事務、20万1,000円の増。損害賠償訴訟事務委託料の執行見込みの増でございます。

3目教育振興費、44万円の減。外国青年招致執行見込みに伴う減であります。

6目スクールバス管理費、100万4,000円の増。スクールバス運行の見込み増に伴う燃料費の増でございます。

2項小学校費、1目学校運営費、69万2,000円の増。73ページにわたり、主に真龍小学校光熱水費、電気料が65万7,000円の増のほか、各学校、執行見込みに伴う調整増減でございます。

2目が管理費、4万1,000円の増。75ページにわたり、主に学校情報通信教育、28万6,000

円の増。学校インターネット通信料の増でございます。

3目教育振興費、51万2,000円の増。要・準要保護児童就学援助、51万2,000円の増。対象児童数の増に伴うものでございます。

3項中学校費、1目学校運営費、60万6,000円の増。77ページにわたり、主に真龍中学校、69万3,000円の増。燃料費、夜間の個別暖房用の灯油必要量の計上によるものでございます。

2目学校管理費、42万6,000円の増。主に学校教育通信教育16万4,000円の増。学校インターネット通信料の増でございます。79ページ。損害賠償、22万円、新規計上。議案第77号で可決いただきました損害賠償金の計上でございます。

3目教育振興費、27万2,000円の減。中学校教育振興、52万円の減。需用費、消耗品費が、教師用指導書の購入数減によるものでございます。要・準要保護生徒就学援助、24万8,000円の増。対象生徒数の増に伴うものでございます。

4項1目幼稚園費、74万円の減。私立幼稚園就園奨励費、当初見込よりも補助単価の低い世帯の増によるものでございます。

5項社会教育費、3目公民館運営費、2万円の増。

5目博物館運営費、67万4,000円の増。81ページにわたり、主に海事記念館、69万5,000円の増。施設の修繕料の増によるものでございます。

6目情報館運営費、59万4,000円の増。主に厚岸情報館、45万9,000円の増。施設の修繕料及び施設用備品購入費の増によるものでございます。

6項保健体育費、2目社会体育費、33万3,000円の増。85ページにわたり、主に体育施設、60万1,000円の増。燃料費及び修繕料の増によるものであります。このほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整であります。

3目温水プール運営費、108万2,000円の増。87ページにわたり、温水プールの燃料費、光熱水費の電気料、修繕料の増によるものでございます。

4目学校給食費、95万2,000円の増。学校給食センター、燃料費、備品等の修繕料の増によるものでございます。

10款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費、増減なし。災害共済金の確定に伴う財源内訳補正でございます。

11款1項公債費、1目元金、4,021万2,000円の増。総務省から特例措置として保証金なしの繰り上げ償還が同意予定であり、対象となる金利5.5%の政府系資金、長期債3件が対象であります。いずれも平成3年度債の、町営住宅奔渡団地建設事業債、臨時財政特例債、高地小中学校屋内運動場増改築事業債、合計3,976万9,000円であります。この措置により、後年度の金利支払額が461万4,000円削減となるものでございます。また、平成13年度債の政府の財政融資資金である減税補填債と臨時財政対策債が、平成24年3月25日に10年目の金利見直しが行われ、借り入れ時の金利1.4%が0.6%となり、残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ、本年度の元金償還の増分、44万2,000円をあわせて補正計上するものであります。なお、この金利見直しにより、後年度の金利支払額が549万9,000円軽減となるものでございます。

2目利子、395万6,000円の減。平成23年度長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う分、296万4,000円。元金でご説明いたしました政府系資金の金利見直し分、99万2,000

円の減となる調整計上であります。

89ページ。

12款1項1目給与費、1,271万8,000円の減。職員の採用、退職、昇格、会計間異動など、それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整計上であります。詳細につきましては、91ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。

5款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営尾幌第2地区草地整備事業。金額、1,250万円であります。歳出でご説明いたしましたとおり、政府の経済危機対応地域活性化予算予備費により、配分増となった同事業について、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

再び1ページにお戻りください。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正による。

6ページをお開きください。

変更でございます。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、24国債に関する債務負担。期間の平成25年度に変更はなく、限度額を1億1,070万円とするものでございます。下段に調書を添付してございますので、ご参照願いたいと存じます。

再び1ページへお戻りください。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、第4表、地方債補正による。

7ページをお開きください。

第4表、地方債補正、変更であります。辺地対策事業、70万円の減、過疎対策事業、130万円の増、公有林整備事業、1,170万円の減、臨時財政対策債、2,470万円の増。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

8ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄でございますが、平成23年度末現在高、111億5,106万7,000円。平成24年度中、起債見込額、4億6,840万円。平成24年度中、元金償還見込額、10億1,257万7,000円。補正後の平成24年度末現在高見込額は106億689万円となるものであります。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

次に、議案第67号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成24年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,539万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款5項、歳出では5款7項にわたって、それぞれ81万5,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目1節高額医療費共同事業負担金、90万8,000円の増。拠出金予定額の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金、36万8,000円の減。

7款道支出金、1項道負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金、90万8,000円の増。

9款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業負担金、285万2,000円の増。それぞれ拠出金予定額の増によるものでございます。

2目1節保険財政共同安定化事業交付金、131万8,000円の増。交付見込みの増であります。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、480万3,000円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、482万7,000円の減。職員人件費、498万2,000円の減。採用、退職及び他会計間異動による減でございます。詳細につきましては、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

国民健康保険一般、15万5,000円の増。主に国民健康保険等管理システム改修委託料、530万6,000円の増でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、4,000円の減。

5項1目特別対策事業費、2万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養、財源内訳補正であります。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療拠出金、363万4,000円の増。高額医療費拠出。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、158万7,000円の増。保険財政共同安定化事業拠出、それぞれ拠出金予定額の増によるものであります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、3,000円の減。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金、40万円の増。一般被保険者保険税還付、還付金見込み増によるものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,752万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ1万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料、65万4,000円の減。それぞれ記載のとおり、収納見込みの減であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金、79万2,000円の増。地域づくり総合交付金、歳出計上の片無去浄水場整備事業及び上尾幌浄水場整備事業への交付決定による増であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、12万8,000円の減。収支不足分の調整減としての計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。なお、職員人件費につきましては、10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2款水道費、1項1目水道事業費、3万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成24年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,563万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ269万円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、121万9,000円の減。

6款諸収入、2項1目1節雑入、147万1,000円の減。消費税及び地方消費税還付金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費、233万4,000円の減。主に職員人件費、188万2,000円の減であります。詳細につきましては、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2目管渠管理費、26万3,000円の増。8ページにわたり、主に施設修繕料の増であります。

3目修理場管理費、37万4,000円の増。主に終末処理場の施設修繕料の増であります。

4目普及促進費、43万6,000円の増。水洗化等改造工事補助、見込み増に伴うものでございます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、9万6,000円の減。主に公共下水道事業補助、委託料等、工事請負費の予算組みかえでございます。

10ページ。

3款1項公債費、1目元金、増減なし。財源内訳補正であります。

2目利子、133万3,000円の減。平成23年度長期債借り入れ実行に伴う利子確定に伴う計上であります。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

続きまして、議案第70号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）。

平成24年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,231万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,388万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款6項、歳出では4款8項にわたり、それぞれ2,231万8,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金、337万1,000円の減。施設介護サービス給付費等の給付見込み減に伴うものでございます。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金、351万8,000円の減。施設介護サービス給付費等の給付見込み減及び交付率の減によるものでございます。

7目1節地域支援事業交付金、26万8,000円の減。介護予防事業交付金13万3,000円の減、二次予防事業の減によるものであります。包括的支援事業交付金13万5,000円の減、事業見込み減によるものでございます。

4款1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金、651万7,000円の減。施設介護給付費等の給付見込み減によるものでございます。

2目1節地域支援事業支援交付金、15万5,000円の減。二次予防事業の減によるものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目1節介護給付費負担金、393万2,000円の減。施設介護給付費等の給付見込み減によるものでございます。

2項道補助金、3目1節地域支援事業交付金、13万4,000円の減。介護予防事業交付金6万6,000円の減。二次予防事業の減によるものです。包括的支援事業交付金、6万8,000円の減。事業見込み減によるものです。

7款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、442万3,000円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、72万円の増。職員人件費、説明欄記載のとおりであります。12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2項徴収費、1目賦課徴収費、2万8,000円の増。

3項1目介護認定審査会費、1万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目施設介護サービス給付費、2,247万2,000円の減。施設介護サービス給付、本年度から療養病床から転換した介護老人保健施設の入所見込み数の減によるものでございます。

4目施設介護住宅改修費、70万円の増。見込み増によるものでございます。

5目住宅介護サービス計画費、250万円の減。サービス計画件数の見込み減によるものでございます。

3項1目高額医療合算介護サービス費、180万円の増。平成23年度分が、国保連合会の決定が平成24年度にずれ込んだことによる増であります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、4目二次予防事業費、53万4,000円の減。

対象者見込み減及び介護報酬単価の減によるものです。

2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費、21万4,000円の減。
10ページ。

2 項任意事業費、8 万8,000円の増。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第 1 号被保険者介護保険料還付金、5 万
5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号でございます。

議案書の 1 ページでございます。

平成24年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2 回目）。

平成24年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ 4 億7,220万8,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算補正予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 3 款 5 項、歳出は 1 款 2 項にわたって、それぞれ89万7,000円の減額補正で
ございます。

事項別によりご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、1 節通所介
護費収入、656万5,000円の減。利用者の見込み減及び介護報酬単価の改定による減であ
ります。2 節訪問入浴介護費収入、18万1,000円の減。利用見込み者の減によるものです。
3 節短期入所生活介護費収入、214万1,000円の減。入所見込み者の減によるものでござ
います。

2 目 1 節、施設介護サービス費収入、101万1,000円の増。入所者の短期入院が少なく、
稼働率が上がる見込みによる増であります。

2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入費、2 節居宅支援サービス計画費
収入、38万6,000円の減。年度末の 3 月分の計画費収入が、2 カ月後の翌年度収入へ変更
することによる調整減であります。

3 項 1 目 1 節自己負担金収入、679万2,000円。それぞれ説明欄記載のとおり、今後の
サービス見込みによる調整減であります。

8 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金、1,365万9,000円の増。収支不足額の繰入
金の増であります。

9 款諸収入、1 項 1 目雑入、1 節実費収入、46万円の減。2 節雑入、95万8,000円の増。
内訳は説明欄記載のとおりであります。自動車損害共済金65万6,000円は、交通事故に
よる町有車両の修繕料及び損害賠償金に対して、決定額の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費、37万6,000円の増。職員人件費53万4,000円の減。主に職員の会計間異動によるものであります。なお、職員人件費につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。通所介護サービス、50万9,000円の減。主に臨時職員賃金の減であります。生きがい活動支援通所サービス、17万8,000円の増。8 ページ。配食サービス、52万7,000円の増。修繕料の40万3,000円は、交通事故、公用車の修繕費の計上であります。損害賠償、71万4,000円、新規計上。議案第76号で可決いただきました交通事故損害賠償金、自動車分が25万4,000円、同じく医療費分が、3月までの相手方の治療費見込み分、46万円の計上であります。

3 目訪問入浴介護サービス事業費、4万4,000円の減。

4 目短期入所生活介護サービス事業費、36万8,000円の減。職員人件費、4万3,000円の増。10ページ、短期入所生活介護サービス、41万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

7 目包括的支援事業費、54万5,000円の減。職員人件費の減であります。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費、31万6,000円の減。内訳は、職員人件費、216万8,000円の減。12ページ、介護福祉施設サービス、185万2,000円の増。主に光熱水費、施設修繕料の増であります。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成24年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2回目）。

平成24年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,545万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では2款2項にわたって、それぞれ58万6,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金、58万6,000円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、2 項 1 目徴収費、1 万8,000円の増。賦課徴収、説明欄記載のとおりであります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、60万4,000円の減。後期高齢者広域連合、前年度の事務費負担金の精算による減でございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

続きまして、議案第73号でございます。

議案書の 1 ページでございます。

平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1 回目）。

平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,893万1,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 2 款 3 項、歳出では 1 款 1 項にわたり、それぞれ427万8,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目 1 節施設介護サービス費収入、822万円の減。入所者見込み減によるものであります。

2 項 1 目 1 節、自己負担金収入、389万円の増。9 月入所までの実績を勘案して、見込み増としたものでございます。

9 款諸収入、1 項 1 目 1 節雑入、5 万2,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費、427万8,000円の減。職員人件費、48万9,000円の増。主に看護職員の配置を管理職にしたことによる増であります。なお、10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。介護老人保健施設サービス、476万7,000円の減。需用費の医薬材料費は293万3,000円、全額を減額し、8 ページ、病院事業運営管理共通経費負担金へ見込み分を振りかえ計上であります。施設清掃委託料など契約に基づく件、消耗品費や給食業務委託料など、入所見込みによる調整、施設用備品購入は、最低限、今年度必要とするリハビリ実施機器、プラットホーム 2 台の購入予算を除き、234万8,000円の減とするものでございます。

以上をもちまして、議案第66号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算から議案第73号

平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第74号 平成24年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）について説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきます。

第1条、総則。平成24年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

給水戸数は12戸の減少で、5,099戸。年間総配水量は1万2,345立方メートルの減少で、128万2,826立方メートル。1日平均給水量は34立方メートル減の3,514立方メートルであります。

主な建設改良事業は、メーター設備事業を206万9,000円減額し、3,835万4,000円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、1款水道事業収益を699万7,000円減額し、2億6,131万8,000円とするものであります。

1項営業収益は、749万7,000円の減額。

2項営業外収益、50万円の増額であります。

支出につきましては、1款水道事業費用を459万3,000円増額し、2億5,136万円とするものであります。

1項営業費用は、513万2,000円の増額。

2項営業外費用は、53万9,000円の減額であります。

収益的収入及び支出の補正内容につきましては、9ページの補正予算説明書により説明いたします。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は、758万1,000円の減額であります。主に1節水道使用料の家事用で161万7,000円、業務用で585万6,000円の減額であります。いずれも使用水量の見込みを下回ったもので、特に業務用は前半のサンマ漁の不振が影響したものと考えております。

2目受託工事収益は、8万4,000円の増額。給水工事の設計審査及び工事検査手数料の増額でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は、2万6,000円の増額。預貯金利息の増でございます。

2目他会計補助金は、47万4,000円の増額。児童手当にかかる一般会計からの補助金であります。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は、192万3,000円の増額であ

ります。主に17節委託料59万円の減。説明欄記載のとおり、事業費確定による委託料の減額であります。20節修繕費、182万8,000円の増、21節動力費、72万2,000円の増。施設電気料の増などであります。

2目配水及び給水費は、328万8,000円の増額であります。主に17節委託料、92万6,000円の増。個別漏水調査委託料の増であります。20節修繕費、236万9,000円の増。配水管等の修繕費の増でございます。

10ページの4目総係費は、11万6,000円の減額であります。これは、2節給料46万4,000円の減、3節手当、98万4,000円の増、4節法定福利費、46万8,000円の減。いずれも職員の異動等による増減であります。5節賃金、111万5,000円の増。臨時職員賃金の増であります。17節委託料、46万6,000円の減。主に検針収納委託料の減であります。19節賃借料、81万8,000円の減。料金システム更新による減などあります。

5目減価償却費は、8万2,000円の減額。

6目資産減耗費は11万9,000円の増額であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、11万7,000円の減額。企業債利息確定による減でございます。

3目消費税及び地方消費税は、42万2,000円の減額であります。

1ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正であります。

2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入を243万2,000円増額し、4,223万2,000円とするものであります。

6項保証金、243万2,000円の増額であります。

支出では、1款資本的支出を270万1,000円減額し、1億6,922万7,000円とするものであります。

1項建設改良費が270万1,000円の減額であります。

資本的収入及び支出の補正内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

1款資本的収入、6項1目保証金は、243万2,000円の増額。これは配水管等布設替工事保証金の増でございます。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目総係費は、62万5,000円の減額。主に17節委託料、64万円の減。太田門静間道路導水管橋梁添架実施設計委託料の確定による減額であります。

3目メーター設備費は、206万9,000円の減額。メーター器取付け個数減による減額であります。

4目固定資産購入費、7,000円の減額。TOC測定機器購入額確定による減額であります。

ここでまた1ページへお戻り願います。

第4条、括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1

億2,699万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,554万7,000円、当年度分損益勘定留保資金9,710万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額434万4,000円で補填するものであります。

2 ページをお開き願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。

職員給与費について、5万2,000円増額し、3,742万9,000円とするものであります。

3 ページと4 ページは補正予算実施計画、5 ページは補正資金計画、6 ページから8 ページまでは水道事業職員補正給与費明細書、12ページと13ページは予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成24年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 病院事務課長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第75号 平成24年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容をご説明申し上げます。

1 ページからごらんください。

初めに、第1条、総則であります。平成24年度厚岸町病院事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。

予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものです。

(1)患者数のうち、年間延べ患者数であります。入院患者では2,555人を減じて1万5,695人に、外来患者では3,700人を減じて4万9,980人とするもので、合わせて合計6万5,675人となるところであります。

これにより、1日平均患者数ですが、入院患者では7人減の43人に、外来患者では16人減の204人に、合計では247人となるところであります。

次に、(2)主な建設改良事業であります。本年度予定しておりました医療機械整備事業の執行額が確定となりましたので、計数整理を行い、135万1,000円を減額し、1,793万8,000円とするものであります。基金の内容等は後ほど説明させていただきます。

続きまして、2 ページ。

第3条、収益的収入及び支出及び第4条、資本的収入及び支出につきましては、11ページの補正予算説明書により説明いたします。

11ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益で、6,999万2,000円の減。

2目外来収益で、2,834万6,000円の減。それぞれ患者数の減による補正であります。

次に、医業外収益、4目他会計補助金として、12月での病院事業に対する町からの補助金として、6,575万1,000円の増額計上であります。内容につきましては、節説明欄記載の内容ですが、12月期での一般会計からの収益的収支に対する増額補正であります。総額は3億2,954万3,000円となります。

次に、5目負担金交付金では、193万1,000円の増で、計973万8,000円するもので、これは2階に併設の厚岸町介護老人保健施設の運営費用のうち、人件費や光熱水費など、病院会計が一時負担する費用に対する厚岸町介護老人保健施設事業特別会計からの按分計算による負担金収入であります。

次に、収益的支出であります。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費では、2,957万3,000円の減。1節給料で1,496万8,000円の減、2節職員手当等で398万5,000円の減。12ページ、3節法定福利費989万3,000円の減。内容は、1、2節は内科医師1名の補充が年度内は見込めないところによる人件費の減が主な内容となっており、3節では負担金率の引き下げ等による減額補正で、これ以外につきましては計数整理であります。4節賃金、72万7,000円の減。主に臨時職員確定による減額であります。

2目材料費、1節薬品費、840万6,000円の減。2節診療材料費、303万9,000円の減。それぞれ患者数減などによる減額補正であります。

3目経費、814万1,000円の減。そのうち、16節委託料、937万1,000円の減。これは、各種業務委託料について、契約事務執行による額確定での減額が主な内容となっておりますが、特に患者数に伴う業務量や委託内容の見直しにより、清掃委託、医療事務委託、給食業務委託、夜間受付等業務委託が大きな減額補正となっております。そのほかは節説明欄記載のとおりであります。18節負担金、123万円の増は、医師派遣負担金で、常勤医師の減や、研修などに伴う医師派遣など、診療支援にかかる負担金であります。

次に、2項医業外費用、2目医療技術品確保対策費、2節食料費、24万円の年度内見込額増による補正であります。

以上が、収益的収入及び支出であります。

次に、資本的収入及び支出です。

13ページをごらんください。

1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金、75万1,000円の減。医療機械整備事業執行による町からの補助金の減額。

2目国庫補助金、60万円の減。医療機械整備事業の執行による特定防衛施設周辺整備調整交付金の減額であります。

次に、支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費、135万1,000円減。収入及び支出とも、それぞれ医療機械整備事業の執行額が確定となったところであり、説明欄記載の、逆浸透精製水製造システムで42万円の減、浸透圧分析装置で69万3,000円の減、低床ベッドで18万6,000円の減、輸液ポンプで5万2,000円の減となったところあります。

以上、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

3ページにお戻りください。

第5条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

職員給与費で、2,957万3,000円を減額し、総額で6億9,771万7,000円とするものです。

次に、第6条、他会計からの補助金であります。予算第7条に定めた一般会計からの繰り入れを受ける額についての補正は、病院経営における補助金の算定根拠に基づき、

それぞれの区分により補正するところで、区分ごとの内訳は本表のとおりであります。

なお、子供及び子供のための手当給付と、子供及び児童手当給付につきましては、国における制度改正に伴うもので、計数整理を含め、組みかえ計上となっております。

また、不採算地区病院運営及び高度医療経費に対する増額補正は、10月期での病院事業会計に対する経営補助を含める補助金で、今回、6,500万円を増額し、総額で4億3,984万4,000円とする内容であります。

なお、参考として、前年同期での一般会計からの補助金の比較では、4,638万8,000円の減少となっております。

以上が、補正予算（1回目）の説明ですが、これにより、消費税税込みでの全体の収支では、収入不足、6,360万6,000円の赤字となりますが、当初予算との比較においては、1,826万3,000円ほどの赤字を減少させる補正予算内容となっております。

続いて、4ページ、5ページは補正実施計画、6ページは補正資金計画、7ページから10ページまでは補正給与費明細書、14ページ、15ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明であります。議案第75号 平成24年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） 本10件の審査方法について、お諮りいたします。

本10件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 本会議を休憩します。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時47分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 4 年 1 2 月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員